

第3期羽曳野市 男女共同参画推進プラン

**平成 29 年 3 月
羽 曳 野 市**

はじめに

羽曳野市は、男女がいきいきと輝けるまちづくりをめざして「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」（平成8年）、「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第2期 はびきのピーチプラン - 」（平成19年）を策定してまいりました。また、平成25年12月には、男女共同参画の推進に関する基本理念や市、市民、事業者及び教育関係者の責務を定めた「羽曳野市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的、かつ、計画的に進めてまいりました。



しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行、家族形態や地域社会の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は急速に変化しています。

また、職場や家庭、地域などのあらゆる場において、固定的性別役割分担意識やその意識に基づく社会制度の慣行が根強く残っていることは否めず、政策・方針決定過程における女性の参画が進んでいないことや、配偶者や恋人などからの暴力（DV）の問題の深刻化など、課題が多く残されています。

このような状況を踏まえ、平成27年度に実施した市民意識調査や社会情勢の変化などから浮かび上がった課題を検証し、このたび、「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

このプランでは、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止計画）を包含しており、今後はこのプランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けてさらに施策を推進してまいります。

また、プランを着実に推進するためには、市の取り組みに加え、市民、事業者及び教育関係者の皆さまのご理解とご協力が不可欠であることから、皆さまと連携、協働し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本市が、昭和63年に「羽曳野市女性対策連絡会議」を設置し、女性政策、男女共同参画の取り組みを始めて以来、今年で30年の節目を迎えます。男女共同参画社会の実現に向けてさらに施策を推進し、男女がともに尊重し合い、いきいきと活躍や参画ができ、安心して暮らせるまちづくりをめざしてまいりますので、今後とも、皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、プランを策定するにあたり、多大なるご尽力を賜りました羽曳野市男女共同参画推進審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました市民の皆さんに心よりお礼申し上げます。

平成29年3月

羽曳野市長 北川嗣雄

目 次

第1章 羽曳野市男女共同参画推進プラン策定の趣旨と背景	1
1 羽曳野市男女共同参画推進プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	2
3 プランの期間	2
4 プランの構成	2
5 プランの体系	3
6 世界・国・大阪府の動き	4
7 羽曳野市の動向	7
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題	8
1 人口の状況	8
2 世帯の状況	9
3 就労の状況	9
4 羽曳野市における男女共同参画に関する課題	11
第3章 プランの内容	33
基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成	33
基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり	37
基本目標3 男女がともに参画できる仕組みづくり	41
基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	43
基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援	49
第4章 プランの推進に向けて	52
1 プランの進行管理	52
2 庁内推進体制の充実	52
3 市、市民、事業者、教育関係者との連携の推進	52
4 国、大阪府、関係機関との連携及び協力	52
5 意見等への対応	53

資料編	54
1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	54
2 男女共同参画社会基本法	59
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	63
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	70
5 羽曳野市男女共同参画推進条例	75
6 羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則	77
7 男女共同参画施策のあゆみ	79
8 用語解説	84

1

羽曳野市男女共同参画推進プラン策定の趣旨

我が国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会について『男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義されています。また、男女共同参画社会の形成についての基本理念は「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」と定められています。

本市においても、平成 8 年に「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を策定し、女性政策を総合的に推進してきました。平成 19 年には、「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第 2 期 はびきのピーチプラン - 」(以下、「第 2 期プラン」という。)を策定し、3 つの基本目標のもと、基本課題、施策の方向を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。また、平成 25 年には「羽曳野市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進に関する基本理念、市、市民、事業者及び教育関係者の責務、性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項や男女共同参画の推進に関する基本的な施策について定め、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、固定的性別役割分担意識*がいまだに根強く残っていることや、政策・方針決定過程の場への女性の参画が低調であること、配偶者や恋人などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス: 以下「DV*」という。)の問題が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。また、働く場面においては、出産・育児等による離職後の再就職での雇用不安定や長期的なキャリア形成を通じて、女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状があり、家庭生活においても男性の家事、育児、介護への参画が十分とはいえない状況であることから、女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力が十分発揮される社会の実現を図るために、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が国会で成立されたところです。

こうした状況のなか、「第 2 期プラン」での取り組みの成果と課題、また、平成 27 年 9 月に実施した「羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をふまえ、

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをさらに進めるため、「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定するものです。

2 プランの位置づけ

プランは、次に掲げる計画として位置づけます。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- (2) 羽曳野市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、現行の第2期プランを継続、発展させる基本的な計画
- (3) 第6次羽曳野市総合基本計画や他の個別の計画との整合性をもたせた計画
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を含む計画
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止計画」という。）を含む計画

3 プランの期間

プランの期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

なお、施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 プランの構成

プランは、5の基本目標と16の基本方針、施策の方向及び具体的な施策の内容により構成しています。

5 プランの体系

基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成

- 基本方針1 男女共同参画に関する意識啓発
- 基本方針2 男女平等教育などの充実
- 基本方針3 メディアにおける人権の尊重

基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり
(女性活躍推進計画)

- 基本方針1 ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の推進
- 基本方針2 女性の活躍推進
- 基本方針3 働く場における男女共同参画の促進

基本目標3 男女がともに参画できる仕組みづくり

- 基本方針1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大
- 基本方針2 地域活動への男女共同参画の促進

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

- 基本方針1 生涯を通じた健康支援
- 基本方針2 子育てに関する支援
- 基本方針3 高齢者や障害者への支援
- 基本方針4 さまざまな困難を抱える人への支援
- 基本方針5 多様な文化への理解と交流の促進
- 基本方針6 防災などにおける男女共同参画の推進

基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援
(DV防止計画)

- 基本方針1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為*などの防止に向けた意識啓発と被害者支援
- 基本方針2 虐待の早期発見、救済と被害者支援

6 世界・国・大阪府の動き

(1) 世界の動き

世界では、国際連合（国連）が昭和 50 年を国際婦人年とし、その年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）において世界行動計画が採択されました。また、昭和 51 年から昭和 60 年までの期間を「国連婦人の 10 年」と定め、さまざまな取り組みが行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年の第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域が設定され、平成 12 年の国連特別総会（女性 2000 年会議）では、女性の人権に関する「成果文書」が採択されました。平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、平成 7 年以降の取り組み状況に関するレビュー及び評価が行われ、「第4回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されました。

(2) 国の動き

① 国内行動計画の策定

国際社会における男女共同参画の実現に向けた取り組みを受け、昭和 52 年には国において最初の「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和 62 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」、そして、平成 17 年に「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、さまざまな取り組みが進められました。平成 22 年には、同年 7 月の男女共同参画会議の答申を受けて、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだ積極的改善措置*（ポジティブ・アクション）の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとされています。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、昭和 61 年に「男女雇用機会均等法」施行や「労働基準法」の改正、平成 4 年の「育児・介護休業法」施行などの法整

備が進められました。平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13 年には「DV 防止法」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「DV 防止法」は、平成 16 年、平成 19 年、平成 25 年と改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保や自立支援に向けた施策の充実が図られています。

④ 仕事と生活の調和を推進する法整備の動き

社会活力の低下や少子化・人口減少を解決するための施策として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取り組みがあります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

また、平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発を推進するための「女性活躍推進法」が成立し、この法律に基づき、同年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が閣議決定されました。平成 28 年 4 月 1 日からは、国、地方公共団体、労働者 301 人以上の民間事業主に対して、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定をすることなどが新たに義務づけられました。

⑤ 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針について

平成 25 年には、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項が示されました。

(3) 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56 年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」が策定されました。それ以降、昭和 61 年に「女性の地位向上のための大坂府第 2 期行動計画—21 世紀をめざす大阪府女性プラン」が、平成 3 年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」が、さらに平成 9 年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新 女と男のジャンプ・プラン」が策定され、施策の推進に取り組まれてきました。

平成 10 年には、「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成 14 年「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置され、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応するため、平成 13 年には男女共同参画社会基本法に基づき、「おおさか男女共同参画プラン」（平成 18 年改訂）が策定されるとともに、平成 14 年に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、「おおさか男女共同参画プラン」が目標年次を迎えたため、平成 23 年に「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が策定され、大学、企業、経済団体等と連携・協働して大阪全体で男女共同参画社会の実現を図る取り組みが推進されました。

また、大阪府内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として、平成 27 年 7 月に「OSAKA女性活躍推進会議」が設置され、同年 9 月には、OSAKA女性活躍推進会議の構成団体が一堂に会する記念イベントを開催、オール大阪で女性活躍推進の機運を盛り上げるため、「女性が輝くOSAKA行動宣言」が発表され、平成 28 年には、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

本市においては、世界や国、大阪府の動向に合わせて、昭和 63 年に、市内部の府内体制として、「羽曳野市女性対策連絡会議」を設置し、女性政策の取り組みを始めました。その後、平成元年には企画財政部企画課に女性政策係を設置し、行政組織としての取り組みに着手しました。

平成 6 年には、女性問題に対する市民意識の実態を把握するために、「市民意識調査」を行うとともに、平成 7 年には関係団体から女性政策に関する意見を求めるために「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」を開催、本市における女性施策の現状と今後の方向性を検討しました。平成 8 年に「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」を策定し、「ともにつくる共同参画社会」、「男女平等実現への意識改革」、「ライフステージにそった社会環境の整備」を大きな柱として、男女共同参画社会の実現を進めるための取り組みを行い、平成 19 年に「第 2 期プラン」を策定し、多岐にわたる分野の問題を男女共同参画の視点から継続的・横断的に取り組んできました。

平成 26 年 4 月には、市民や事業者及び教育関係者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「羽曳野市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画を推進する施策の充実を図っています。

また、「女性活躍推進法」が施行され、女性の活躍を強力に推進していくことが重要であると位置づけられていることから、平成 28 年 3 月には羽曳野市特定事業主行動計画（女性職員の活躍の推進に関する行動計画）を策定しました。

今後、本市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、これらの諸問題や社会情勢の変化に対応できる新たなプランを策定し、さらなる施策の展開に努めていく必要があります。

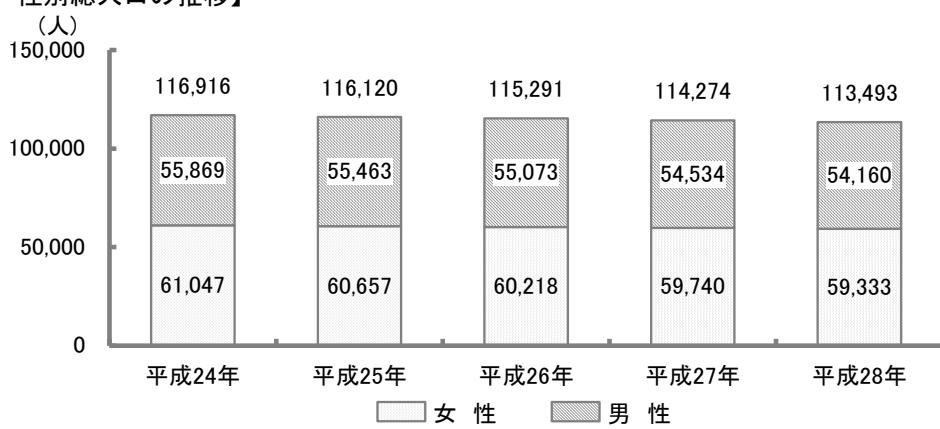
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成24年から平成28年までで3,423人の減少がみられます。また、男女別でみると、男性よりも女性が多い状況が続いている。

【図1 性別総人口の推移】

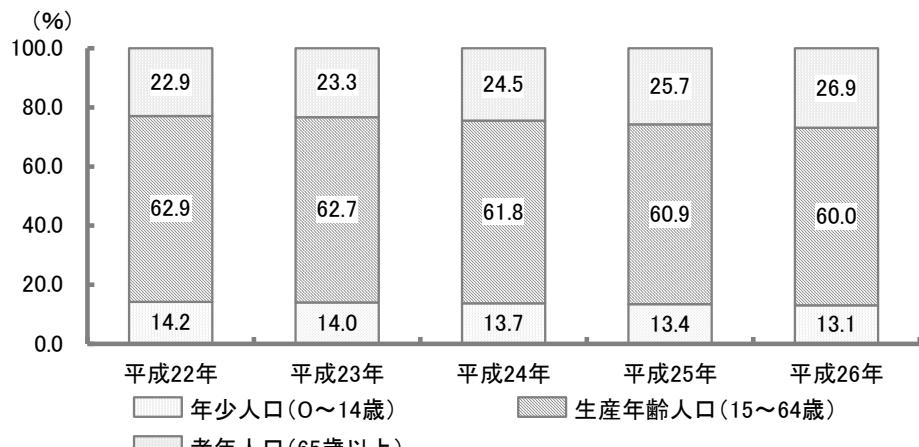


資料：住民基本台帳（各年9月末日現在）

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別の人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、老人人口（65歳以上）が増加しています。平成26年には老人人口割合が26.9%と、3.7人に1人が高齢者となっています。

【図2 年齢3区分別人口構成比の推移】



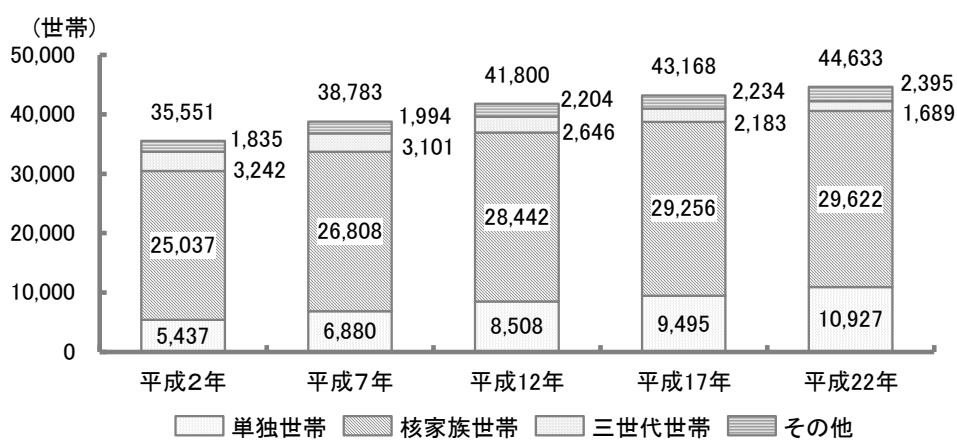
資料：羽曳野市統計書（各年9月末日現在）

2 世帯の状況

(1) 一般世帯数と世帯区分の推移

本市の世帯状況を平成2年から平成22年までの20年間の推移でみると、約9,000世帯増加しています。また、世帯区分では、単独世帯と核家族世帯が増加しており、特に単独世帯は約2倍となっています。一方、三世代世帯は半減しています。

【図3 一般世帯数と世帯区分の推移】



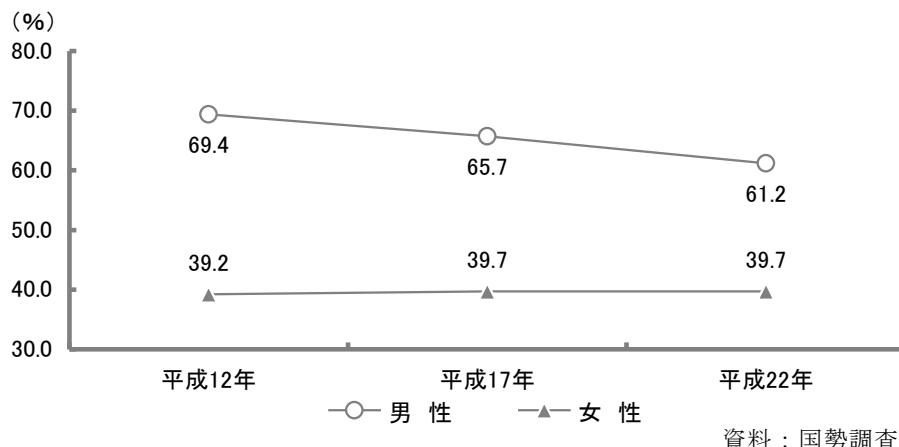
資料：国勢調査

3 就労の状況

(1) 性別にみた就業率

就業率を性別でみると、男性の就業率は下降傾向にある一方、女性の就業率には大きな変化はみられません。依然、女性の就業率が男性の就業率よりも低い状況が続いているます。

【図4 性別にみた就業率の推移】



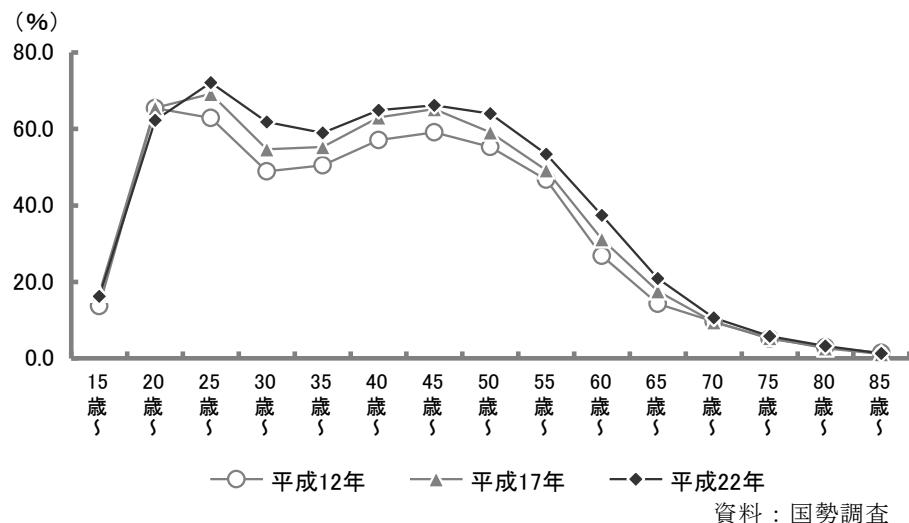
資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別労働力率

女性の労働力率を年齢別でみると、30歳代に下降するM字カーブ*を描く傾向が続いている。全国においても同程度の落ち込みがみられます。

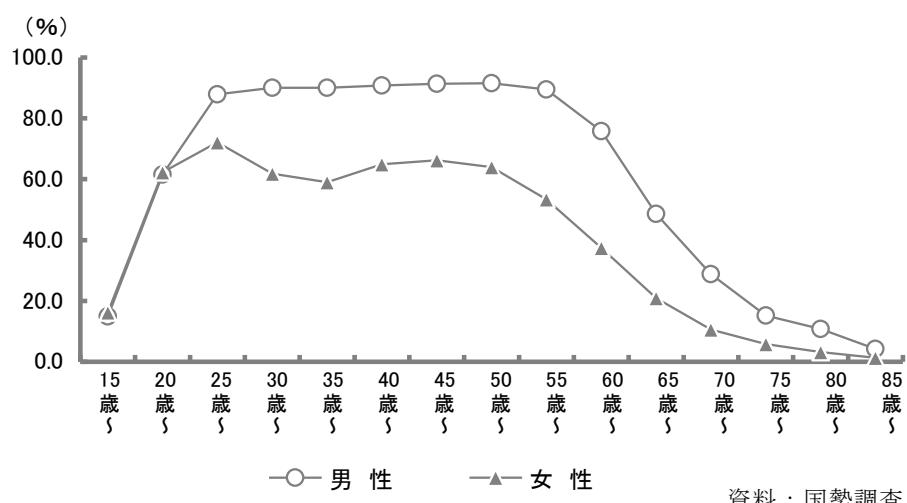
しかし、この落ち込みは年々緩やかになっており、40歳代以降の労働力率も年々高くなっています。また、落ち込みのピークが全国と同様に30歳代前半から30歳代後半に変化しています。

【図5 女性の年齢別労働力率の推移（羽曳野市）】



資料：国勢調査

【図6 性別にみた年齢別労働力率の推移（平成22年・全国）】



資料：国勢調査

4 羽曳野市における男女共同参画に関する課題

本市は、平成27年に市在住の18歳以上の男女2,000人を対象に、「羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査（市民意識調査）」を実施しました。

その調査結果を基に、「第2期プラン」の基本課題ごとに本市における男女共同参画に関する課題を整理しました。

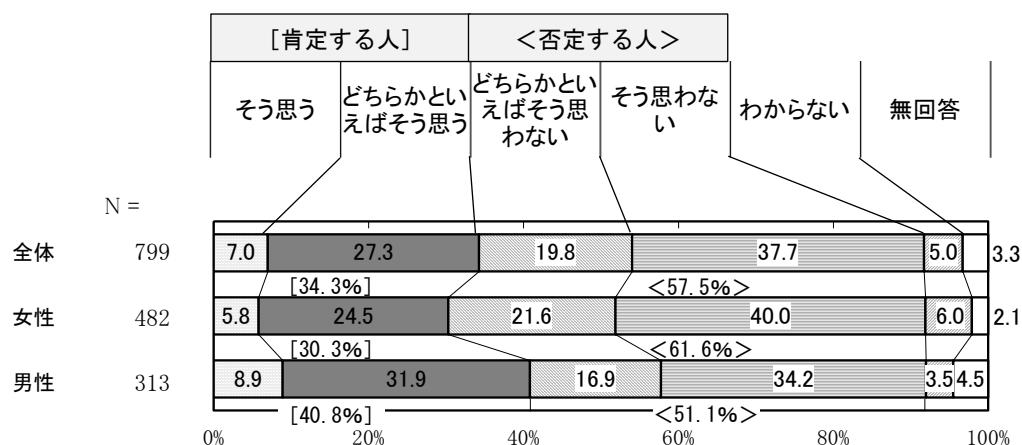
基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開

社会の基礎的単位である家庭や地域は、男女共同参画社会の実現に向けて重要な役割を果たします。

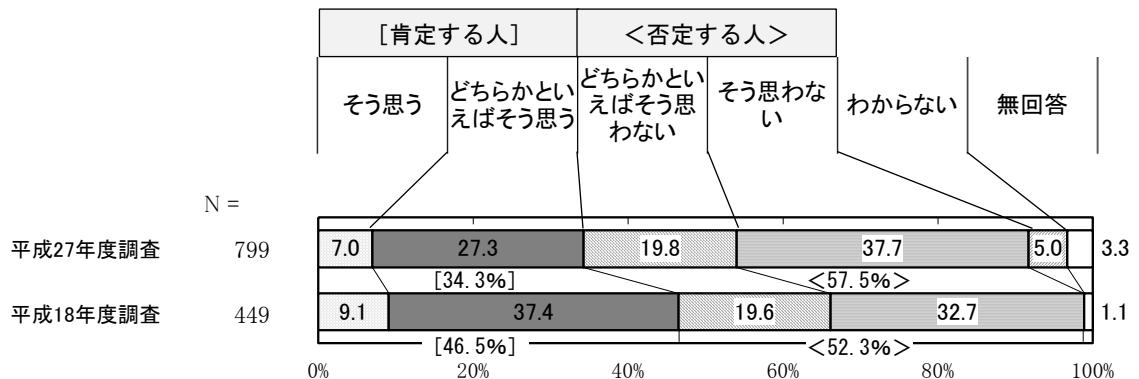
「男は仕事、女は家庭」という『固定的性別役割分担意識』について、肯定する人（「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人）は34.3%（女性：30.3% 男性：40.8%）、否定する人（「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人）は57.5%（女性：61.6%、男性：51.1%）となっています。

【図7 「男は仕事、女は家庭」という考え方 性別】



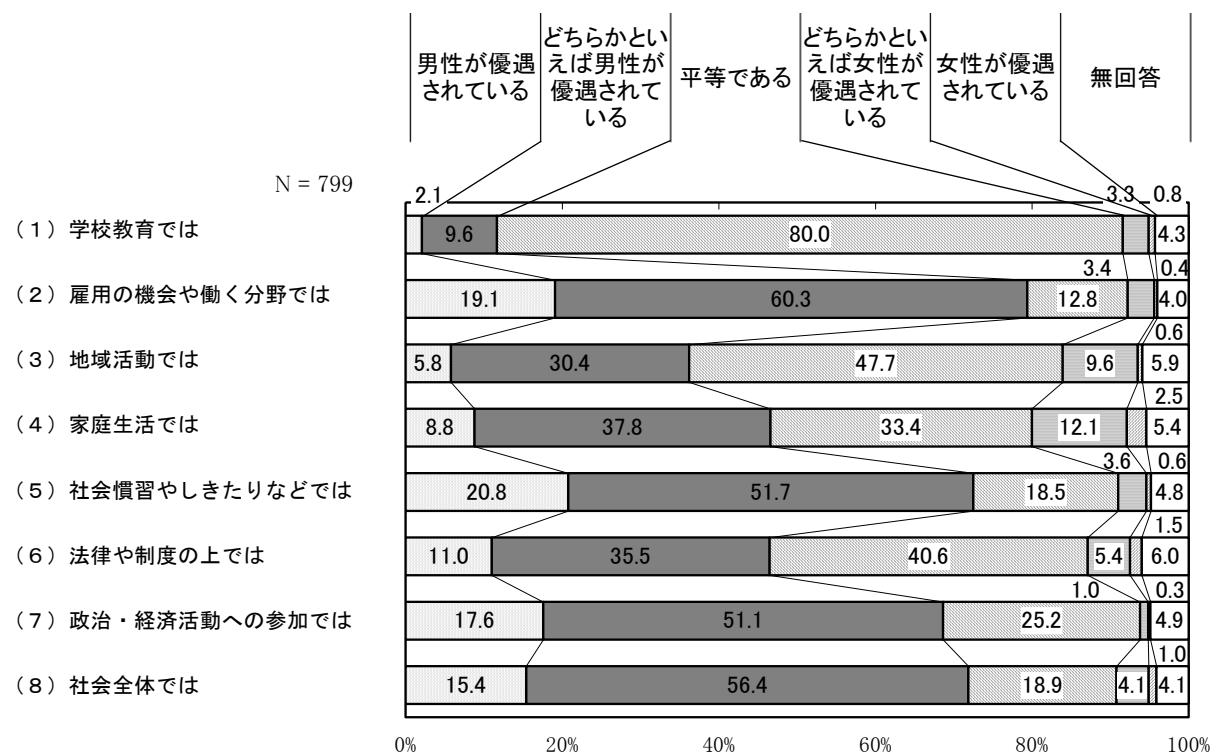
平成 18 年度に実施した羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18 年度調査）と比較すると、肯定する人の割合が約 12% 減少しており、固定的性別役割分担意識の解消が徐々に図られています。しかし、性別でみると、依然として女性に比べ男性で肯定する人が 10% 以上高く、男性の方が固定的性別役割分担意識が強い傾向がうかがえます。

【図 8 「男は仕事、女は家庭」という考え方 平成 18 年度比較】



また、『男女の平等意識』では、女性に比べ男性が優遇されていると思う割合が高くなっています。そのため、今後も引き続いだり、男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的性別役割分担意識の改善を図る必要があります。

【図 9 男女の平等意識について】



『男女共同参画施策を推進するために必要なこと』としては、「保育や介護などの施設やサービスの充実を図る」に続いて、「女性や男性等性別に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」が男女ともに上位に挙がっています。このような市民の意識を具現化していくため、啓発活動や教育機会の充実などの取り組みが必要となります。

【表1 男女共同参画社会を推進するために必要なこと】

単位：%

区分	有効回答数（件）	法律や制度の見直しを行い、性差別につながるもの改める	女性や男性等性別に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改め	子どもの頃から家庭や学校で男女共同参画について学ぶ	経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、力の向上を図る	仕事や賃金面で男女格差をなくす	労働時間を短縮し、家事・育児・地域活動などに関わるようになります	保育や介護などの施設やサービスの充実を図る
女性	482	21.2	28.6	26.6	21.6	24.7	20.1	44.8
男性	313	24.9	31.9	31.3	19.5	21.4	23.0	32.3

区分	職に登用する 政府や企業などで、 女性を採用し、 積極的に登用する	女性のリーダーを養成し、意思決定の場への女性の参画を図る	DV（配偶者等からの暴力）やセクハラ等に関する相談窓口や被害者のための支援の充実を図る	女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実を図る	ワーク・ライフ・バランスに関するキャンペーンや情報提供する	女性の健康管理を進めるための相談・検診体制の充実を図る	その他	無回答
女性	7.3	8.5	10.0	16.4	4.4	6.2	1.2	9.3
男性	8.6	9.3	10.5	8.9	5.1	1.9	1.9	9.6

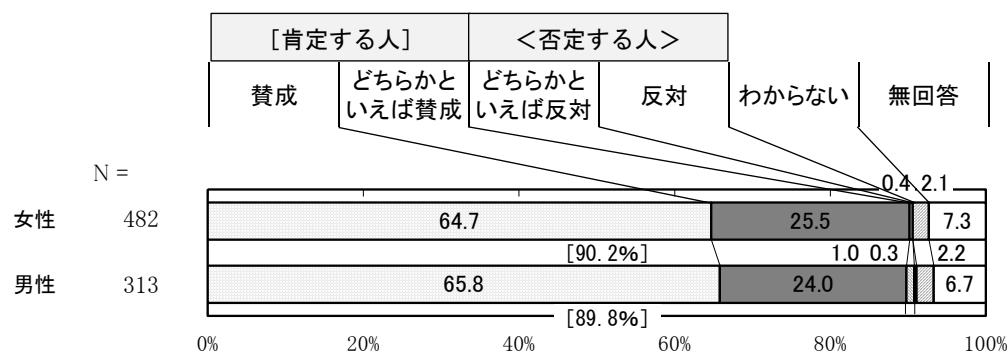
基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

本市は、第2期プランを基に、教職員の研修の充実、学習内容や指導方法、進路指導における男女平等意識の啓発などに取り組んでいます。

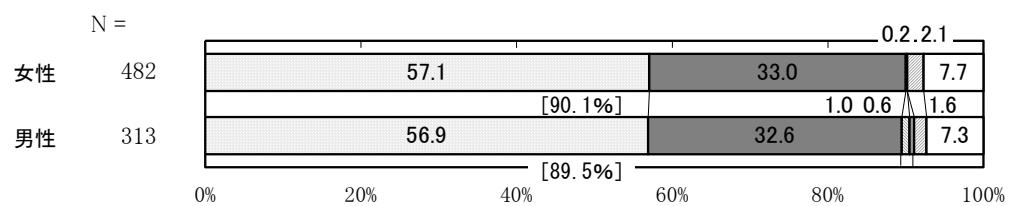
『子どもの育て方や教育方針』について「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすのがよい」、「性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい」、「性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい」を肯定する人（「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した人）は男女ともに約90%と高くなっています。男女の平等意識が高い状況がうかがえます。

『子どもの育て方や教育方針』

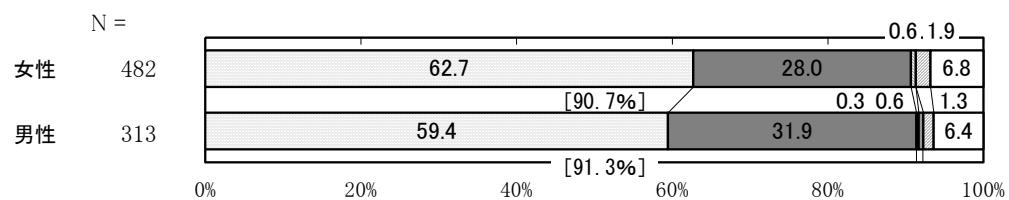
【図10 性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすのがよい】



【図11 性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい】



【図12 性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい】



一方、『希望する子どもの将来像』については、平成18年度調査結果と同様に、女の子に対しては「家族や周りの人たちと円満に暮らす」、男の子に対しては「経済的に自立した生活をする」の割合が高くなっています。親から子どもへ潜在的に期待する「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が高いことがうかがえます。

【表2 希望する子どもの将来像、平成27年度（上位5項目）】

	女の子	割合
1	家族や周りの人たちと円満に暮らす	45.2%
2	人間性豊かな生活をする	38.3%
3	本人の意思に任せる	36.4%
4	経済的に自立した生活をする	24.9%
5	個性や才能を生かした生活をする	11.4%

	男の子	割合
1	経済的に自立した生活をする	52.6%
2	本人の意思に任せる	30.2%
3	家族や周りの人たちと円満に暮らす	26.5%
4	人間性豊かな生活をする	26.5%
5	個性や才能を生かした生活をする	10.8%

【表3 希望する子どもの将来像、平成18年度（上位5項目）】

	女の子	割合
1	家族や周りの人たちと円満に暮らす	51.2%
2	人間性豊かな生活をする	37.2%
3	本人の意思に任せる	31.8%
4	経済的に自立した生活をする	22.5%
5	個性や才能を生かした生活をする	15.6%

	男の子	割合
1	経済的に自立した生活をする	55.5%
2	本人の意思に任せる	28.5%
3	家族や周りの人たちと円満に暮らす	26.1%
4	人間性豊かな生活をする	23.6%
5	個性や才能を生かした生活をする	16.0%

今後、子どもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を發揮し、進路や生き方を選択できるよう支援するためには、親の意識の向上を含め、家庭教育における男女平等や男女共同参画意識の高揚に向けた取り組みが重要です。

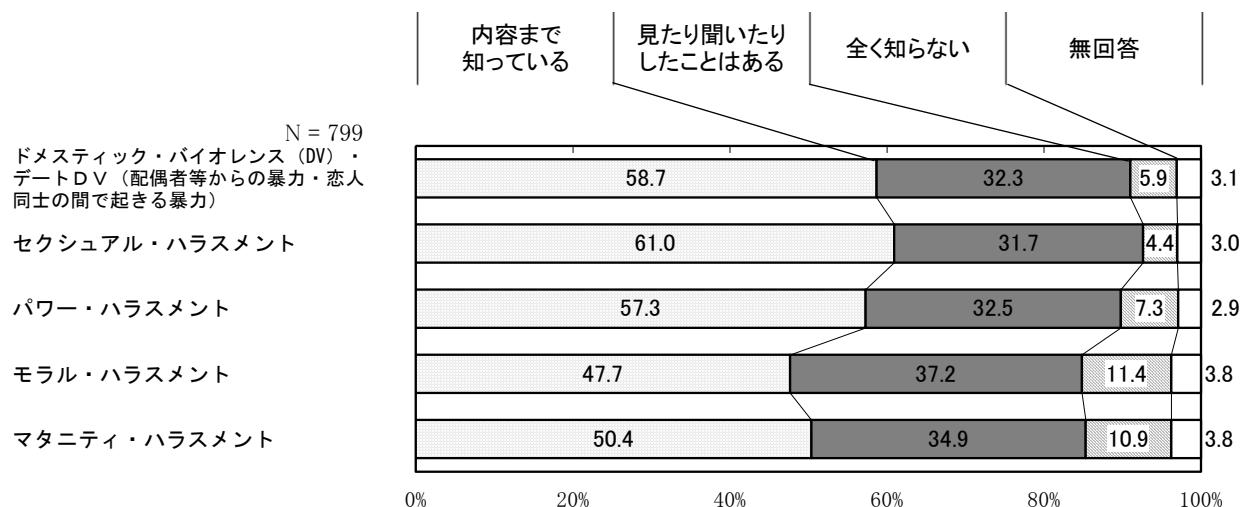
また、『男女共同参画施策を推進するために必要なこと』としては、男女ともに「子どもの頃から家庭や学校で男女共同参画についての教育をする」が上位に挙がってきており（P13 表1 参照）、男女平等の視点に立った家庭教育や学校教育の充実が望まれていることから、家庭のみならず、学校園や地域における男女平等教育について、今後も充実していくことが重要です。

基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVによる被害の相談件数は全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、大阪府の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。また、幼少期から男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことも重要です。

市民意識調査では、DV、デートDV（恋人同士の間で起きる暴力）、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の市民の認知度は高くなっている一方、DV被害を受けたことがあると回答した人は、女性で31.4%、男性で10.2%となっています。なかでも、何らかの身体的な暴力行為を受けたことがあると回答した人は、女性で15.3%、男性で2.2%となっています。

【図13 用語、言葉の認知度】



【表4 暴力を受けたことがある人の状況】

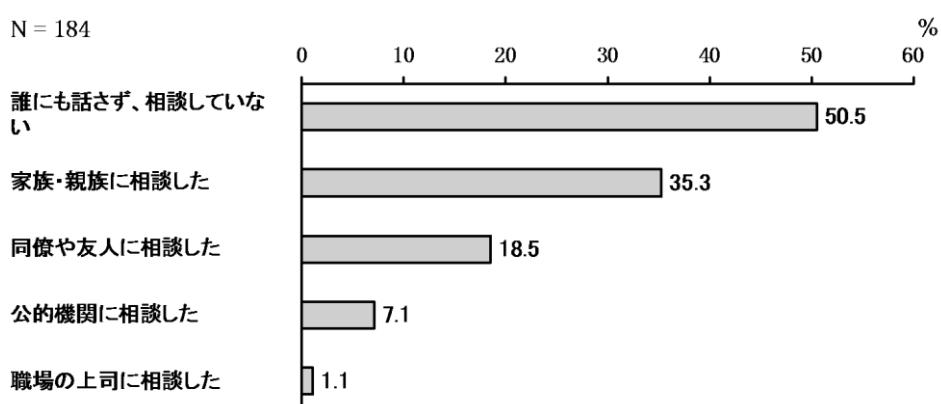
単位：%

区分	有効回答数 (件)	命の危機を感じる	医師の治療がうける	医師の治療が必要	医師の治療が度をうける	あなたが嫌がれて脅される	あなたが嫌がつて行なぐるふりをして脅される	あなたが嫌がつて行なぐるふりをして脅される
女性	482	2.7	4.1	8.5	7.9	6.6	0.8	デい見るオーラやボルボノルが雑誌ビデオを見せられる
男性	313	—	0.6	1.6	2.2	1.0	0.3	あなたが嫌がつて行なぐるふりをして脅される

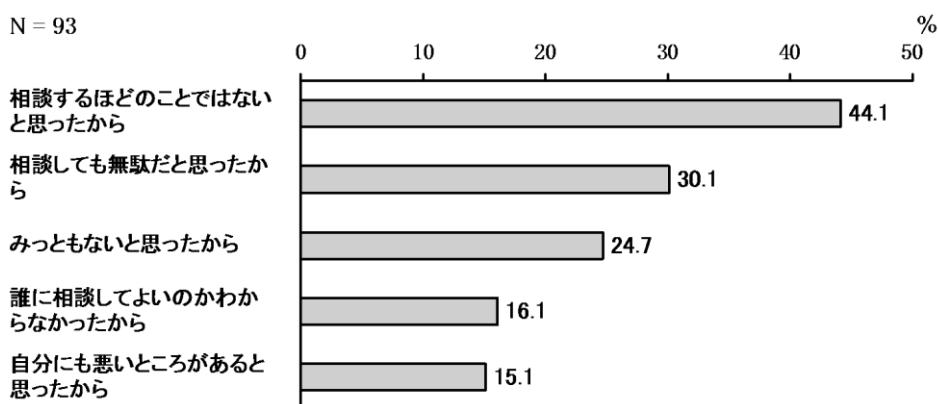
区分	間無視され続ける	細かく監視される	交際や電話を	「だれのおかげで」などと言われる	大声でどなられる	「(収入を渡して)生活費を充ててくれない」	受けたことがない	無回答
女性	4.6	5.8	10.6	19.5	5.6	53.7	14.9	
男性	4.5	1.0	1.9	3.2	1.0	66.8	23.0	

市民意識調査では、DVを受けたことに対して「だれにも話さず、相談していない」の割合が 50.5%と最も高くなっています。相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」、「みっともないと思ったから」となっています。そのため、被害者自身の DV に対する認識を深めることが重要であり、教育や啓発の充実を図ることが必要です。また、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることや、被害からの回復のための取り組みの推進との確な対応、さらに、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

【図14 DVを受けたことに対して相談した相手（上位5項目）】

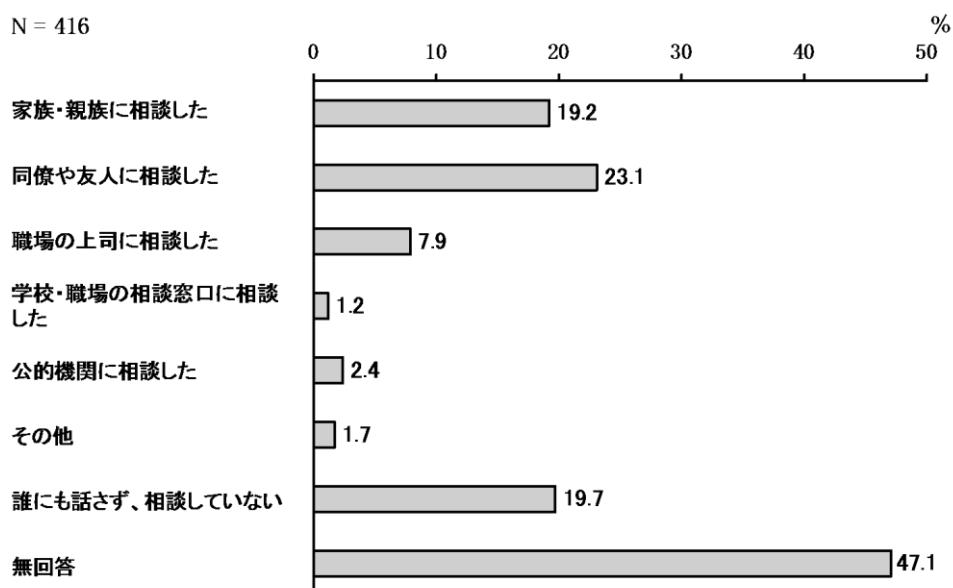


【図 15 DVを受けたことに対して相談しなかった理由（上位 5 項目）】



市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまなハラスメントを受けても「相談していない人」が上位に挙がっていることから、さまざまな情報媒体や機会を活用して、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する講座の実施や相談機関の情報提供など、啓発活動の充実が求められます。

【図 16 各ハラスメントを受けたことに対して相談した相手】



基本課題4 メディアにおける人権の尊重

世界規模の情報通信技術による産業・社会構造の変革、いわゆるIT革命によって、メディアによりもたらされる情報が社会に与える影響は、近年さらに拡大しています。

男女共同参画に関する情報についても、メディアを通じて広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く市民に浸透することにつながります。一方で、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったりする情報も少なくありません。

本市においては、人権に配慮した広報活動などの取り組みを進めており、今後もメディアにおいて人権を尊重した表現を推進するため、市はもとより事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動において、男女共同参画の視点に立った表現を進めていく必要があります。

また、だれもが等しくその恩恵を受けることができるよう、さまざまなメディアからの情報を読み解き活用する能力（メディア・リテラシー*）の向上を図っていくことが重要です。

基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

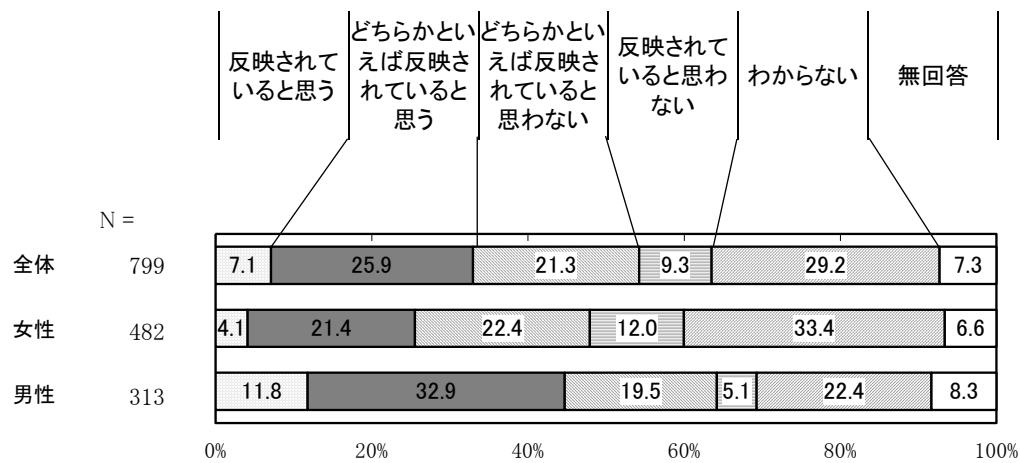
基本課題1 政策・方針決定の場への参画の推進

本市の審議会等への女性委員の登用率は、平成28年4月1日現在で20.2%となっており、大阪府内市町村平均の登用率と比べると低い状況となっています。このことからも、政策・方針を決定する過程において、どちらかといえば男性の視点で政策・方針を決定してきたと言えます。

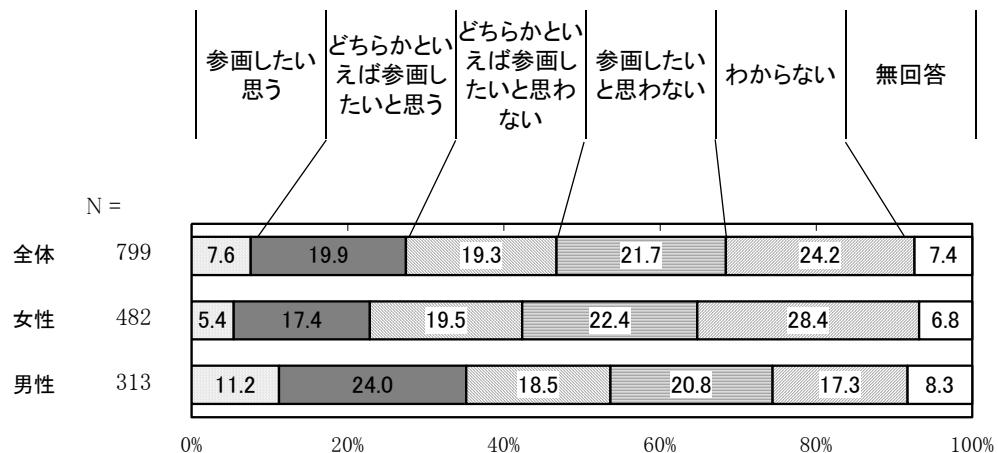
市民意識調査においても、政策・方針決定において女性の意見が反映されていると思う人は7.1%（女性では4.1%、男性では11.8%）に留まっており、少ないことが分かります。さらに、政策・方針決定への参画意向について見ると、参画したいと思う女性は22.8%、男性は35.2%となっており、女性の参画意向が男性に比べて低くなっています。

また、政治や経済活動の場で、男性の方が優遇されていると思う割合は68.7%と高くなっています。職場においても管理職への登用で「男性が優遇されている」の割合が42.4%と高くなっています。

【図17 政策・方針決定において女性の意見が反映されているか】



【図18 政策・方針決定への参画意向】



本市においても、今後は女性、男性の双方の視点に立って市政を運営していくよう、審議会等へのさらなる女性登用の推進を図り、女性委員がいない審議会等を解消する必要があります。

さらに、あらゆる分野のあらゆる施策に多様な価値観と発想を取り入れるためにも、各分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、事業者や市民団体等へ働きかけを行う必要があります。

その環境づくりとして、女性が持てる力を十分に発揮できるよう、研修などの人材育成等の支援が必要です。また、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、女性のエンパワーメント*を高め、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保や充実を図ることも必要です。

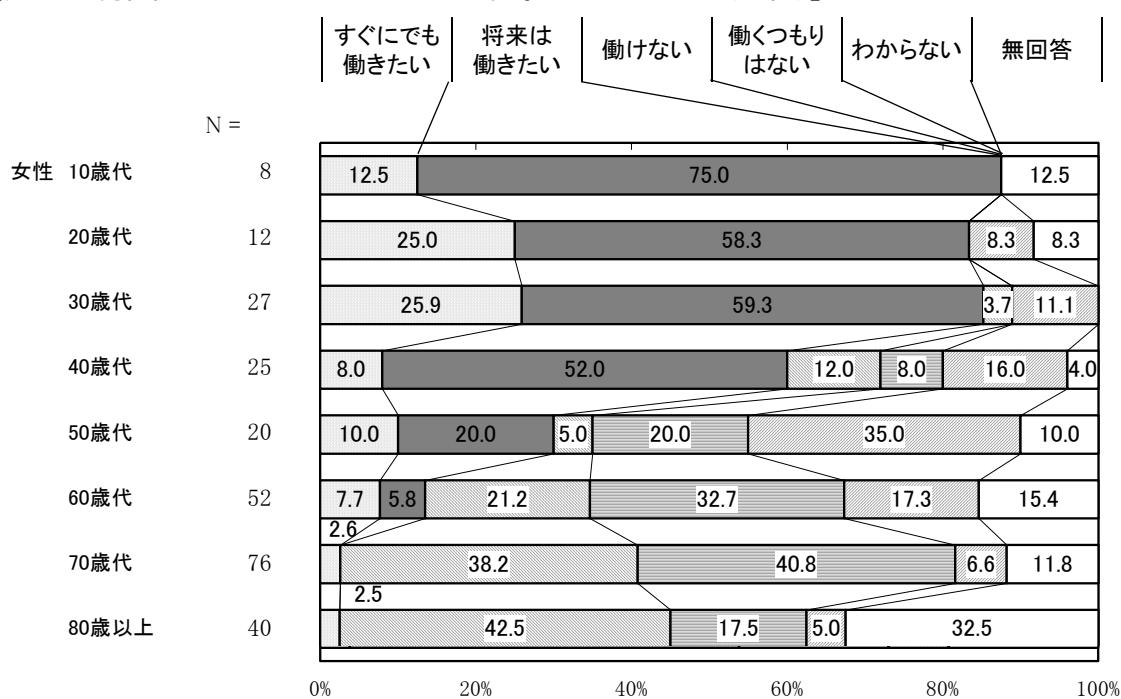
基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に發揮できることが男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

平成22年の国勢調査によると、本市における女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いており、「M字カーブ」は年々改善の方向に向かっていますが、女性が妊娠や子育てなどで仕事をやめざるを得ない状況がうかがえます。（P10 図5、図6参照）

現在、仕事をしていない人のうち、女性の20歳代から40歳代で「将来は働きたい」と思う人の割合は50%を超えていました。また、仕事をしていない理由について、特に女性の20歳代（75.0%）、30歳代（81.5%）で育児の負担が大きいことが挙がっています。

【図19 現在働いていない人がこれから仕事につきたいか（女性）】



【表5 現在仕事をしていない理由】

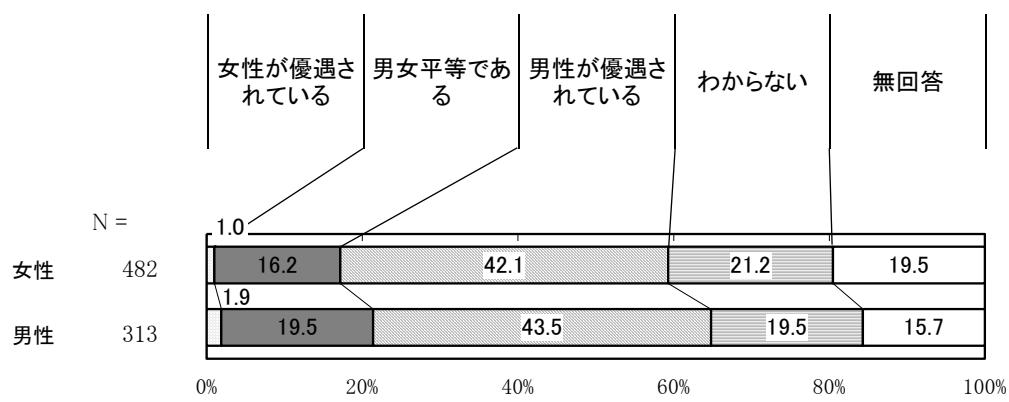
単位：%

区分	有効回答数 (件)	が経済的に働く必要がないから	職業をもたない方ができるから	家にいるのが当然	家事の負担が大きいから	育児の負担が大きいから	健康や体力に自信がないから	希望どおりの仕事が得られないから	配偶者・パートナーや子どもの家族がいるから
女性 10歳代	8	—	—	—	—	—	—	—	—
20歳代	12	8.3	—	—	33.3	75.0	8.3	—	—
30歳代	27	3.7	—	—	48.1	81.5	14.8	18.5	11.1
40歳代	25	20.0	4.0	—	20.0	28.0	48.0	24.0	4.0
50歳代	20	10.0	15.0	5.0	10.0	5.0	25.0	10.0	—
60歳代	52	13.5	5.8	—	7.7	3.8	28.8	11.5	1.9
70歳代	76	6.6	1.3	3.9	7.9	—	27.6	2.6	1.3
80歳以上	40	2.5	2.5	5.0	2.5	—	17.5	—	—

区分	る介護や親たためや家庭看護などをすの	現在学校に通つているから	高齢だから	働くことに向い	働かないから	働くことが好き	特に理由はない	その他	わからない	無回答
女性 10歳代	—	75.0	—	—	—	—	—	—	12.5	12.5
20歳代	—	—	—	—	8.3	—	16.7	—	—	16.7
30歳代	—	—	—	7.4	7.4	—	11.1	—	—	—
40歳代	12.0	—	—	4.0	—	8.0	24.0	4.0	4.0	4.0
50歳代	20.0	5.0	5.0	5.0	—	20.0	10.0	—	—	10.0
60歳代	19.2	—	51.9	—	—	9.6	1.9	—	—	15.4
70歳代	5.3	—	88.2	1.3	—	11.8	3.9	—	—	5.3
80歳以上	5.0	—	82.5	5.0	—	5.0	2.5	2.5	2.5	10.0

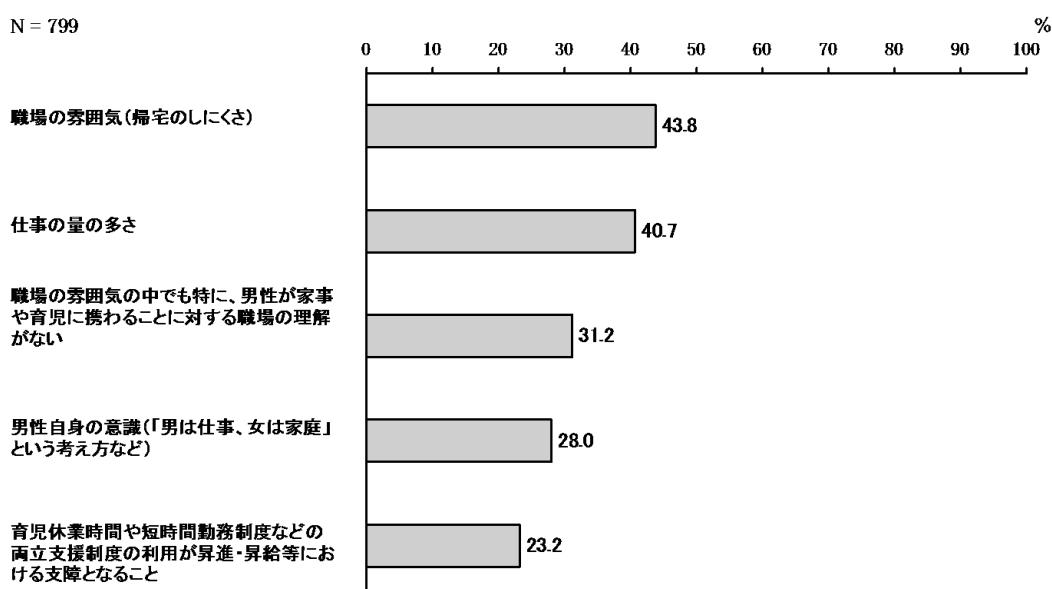
また、職場での男女格差についてみると、男女ともに「管理職への登用」に関して男性が優遇されていると感じています。

【図20 管理職への登用についての男女の優遇感（性別）】



さらに、長時間労働や、休みが取りにくいといった男性の働き方の原因について、「職場の雰囲気（帰宅のしにくさ）」の割合が43.8%と最も高く、次いで「仕事の量の多さ（40.7%）」、「職場の雰囲気の中でも特に、男性が家事や育児に携わることに対する職場の理解がない（31.2%）」などが挙がっており、長時間労働や、休みが取りにくいといった男性の働き方の見直しには、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠となっています。

【図21 長時間労働や、休みが取りにくい等の男性の働き方の原因（上位5項目）】



今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇給の機会などの男女差別をなくし、性別にかかわらず、働きやすい職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることができます。

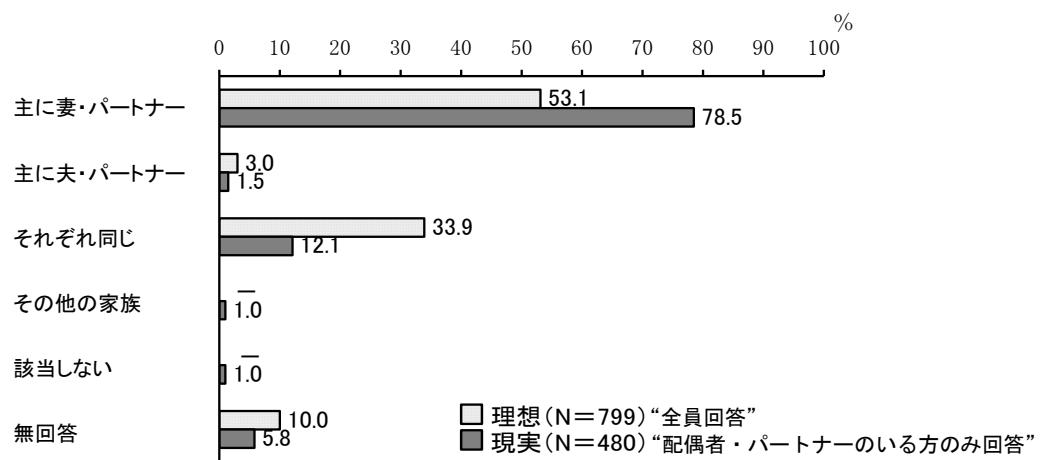
また、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が生かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進

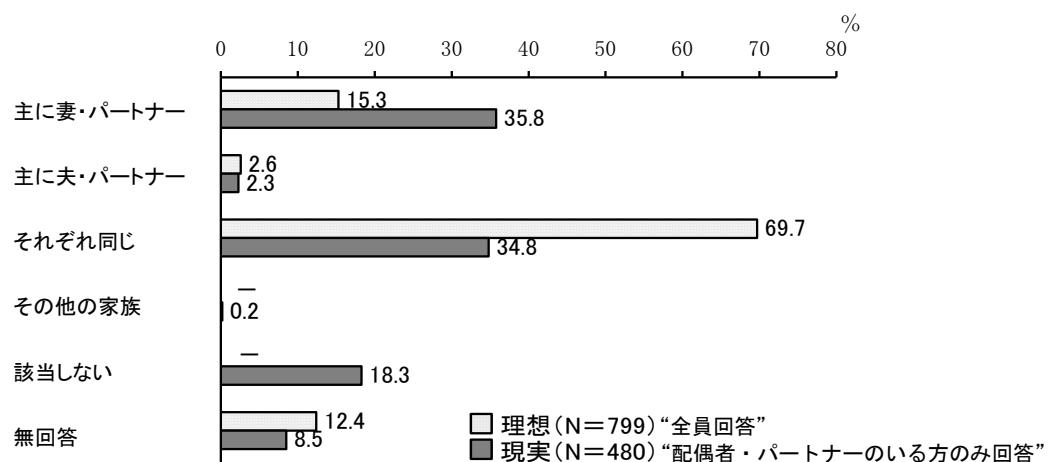
家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。

市民意識調査より、家庭における夫妻（パートナー）の役割について見ると、「日常の家事」、「子どもの教育としつけ」、「高齢者、病気の人の介護・看護」について「それぞれ同じように担うこと」を理想としていますが、現実としては、主に妻・パートナーが担っています。

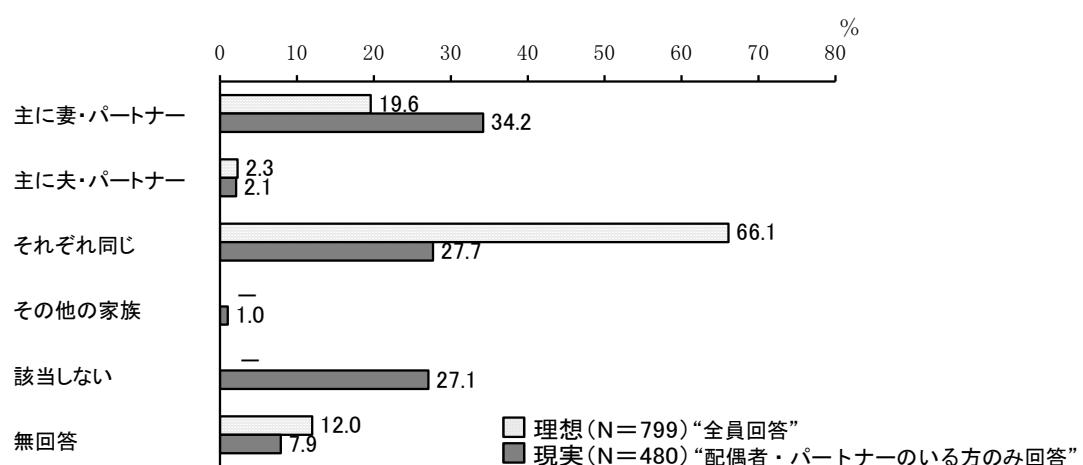
【図 22 日常の家事の主な担い手（理想と現実）】



【図 23 子どもの教育としつけの主な担い手（理想と現実）】

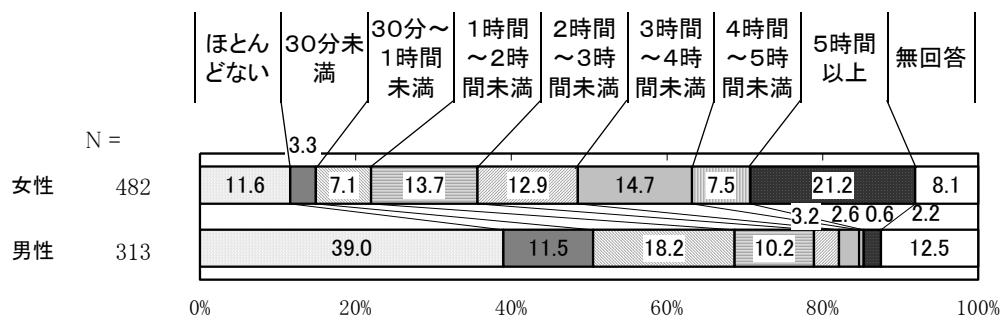


【図 24 高齢者、病気の人の介護・看護の主な担い手（理想と現実）】

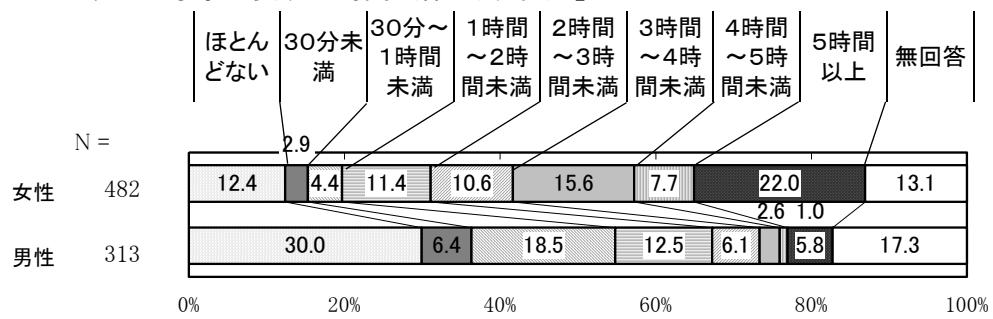


また、1日のうちで家事に要する時間について、平日、休日ともに男性に比べ女性の方が長く、特に女性では、5時間以上と回答した割合が平日、休日ともに多く、男性ではほとんどないと回答した割合が平日、休日ともに多くなっています。

【図25 1日のうちで家事に要する時間（平日）、性別】

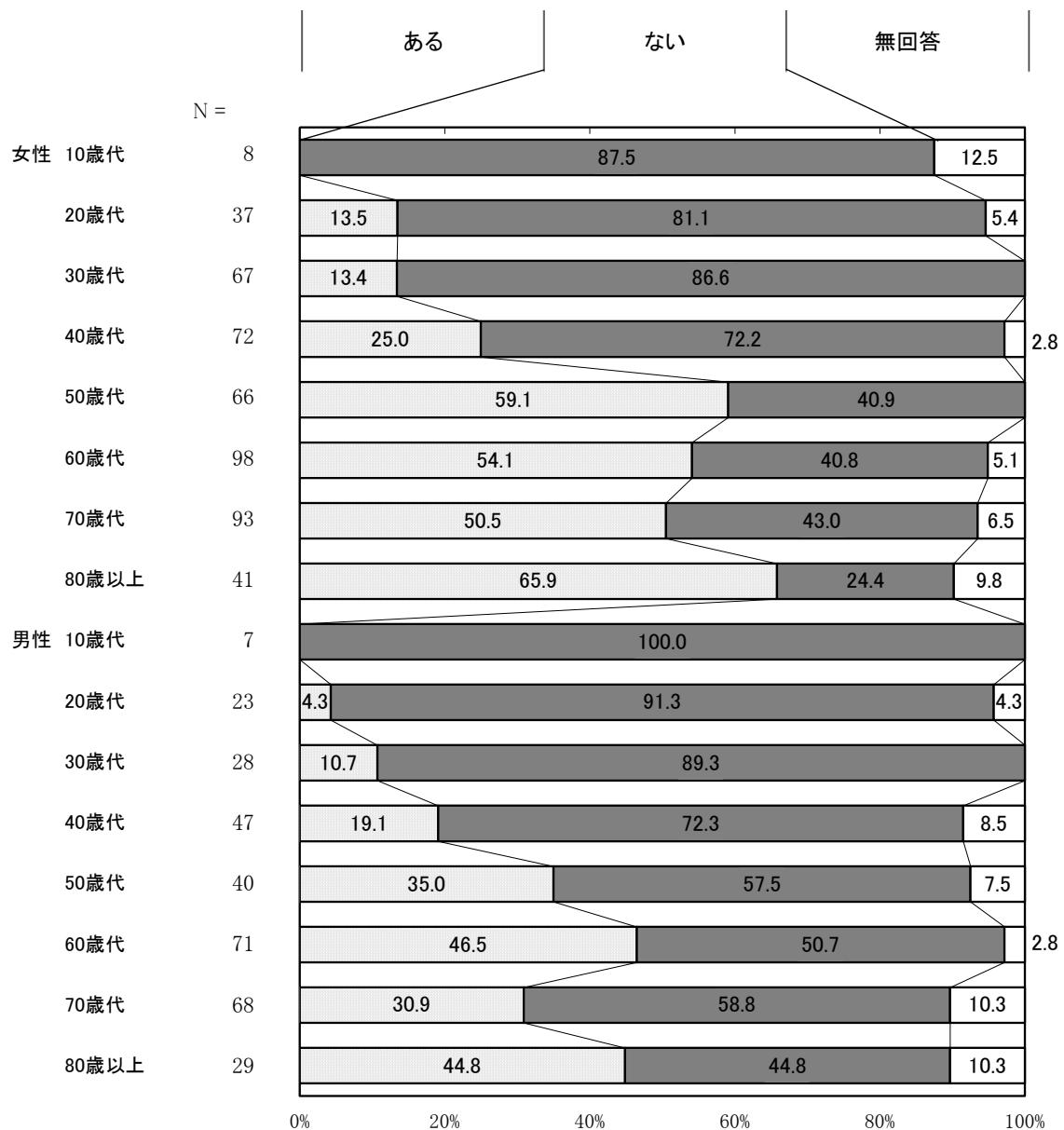


【図26 1日のうちで家事に要する時間（休日）、性別】



さらに、家族の介護経験の有無についても、女性の 50 歳代以上で経験がある割合が多く、特に 80 歳以上では、65.9% と最も高くなっています。

【図 27 家族の介護経験の有無】



このような調査結果からも、家庭生活において、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがわれます。家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

本市は、「はびきのこども夢プラン」などにおいて子育てに対する負担の軽減や地域における子育て支援の充実に努めています。また、「羽曳野市高年者いきいき計画」においても高齢者のみの世帯の増加、支援・介護を必要とする高齢者の増加などの課題に対し、家族介護者への支援等に取り組んでいます。

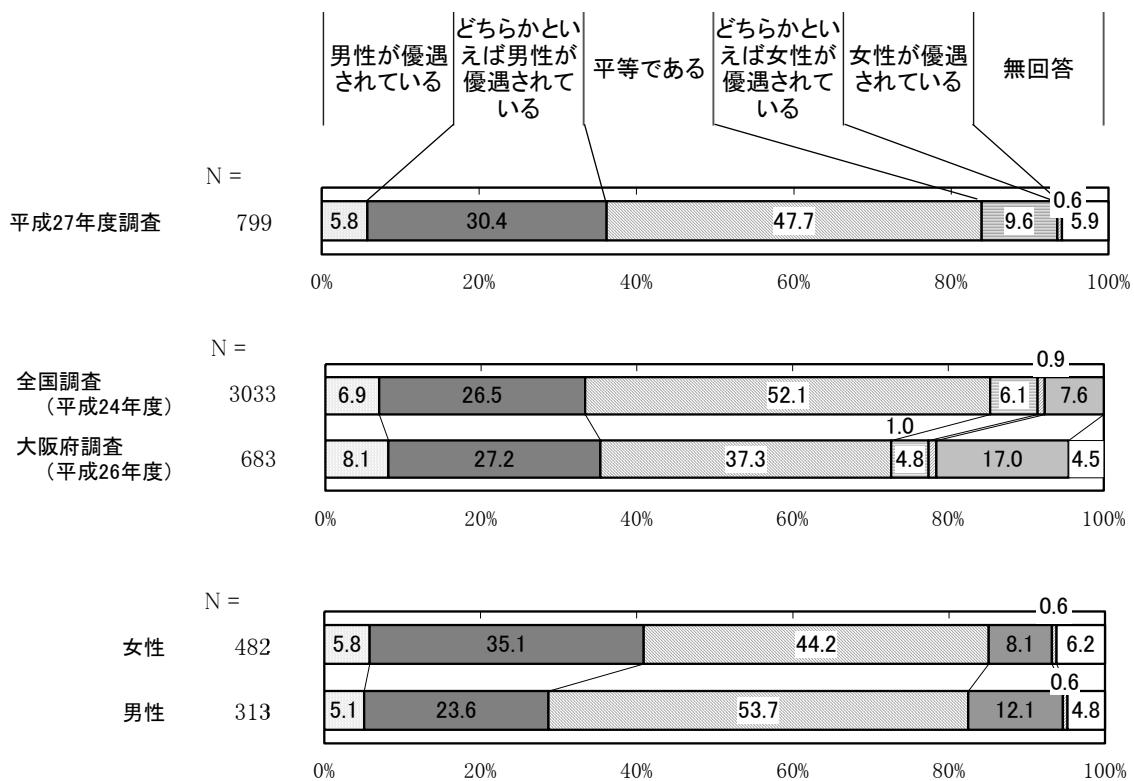
今後、これらの関連計画との連携を強化していくとともに、家庭において男女共同参画意識のさらなる向上を図り、男女がお互いを思いやり、力を合わせて家庭生活を送ることができるよう支援していくことが求められています。

基本課題4 地域社会での男女共同参画の推進

社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域は、男女共同参画のまちづくりに重要な役割を果たすと考えています。

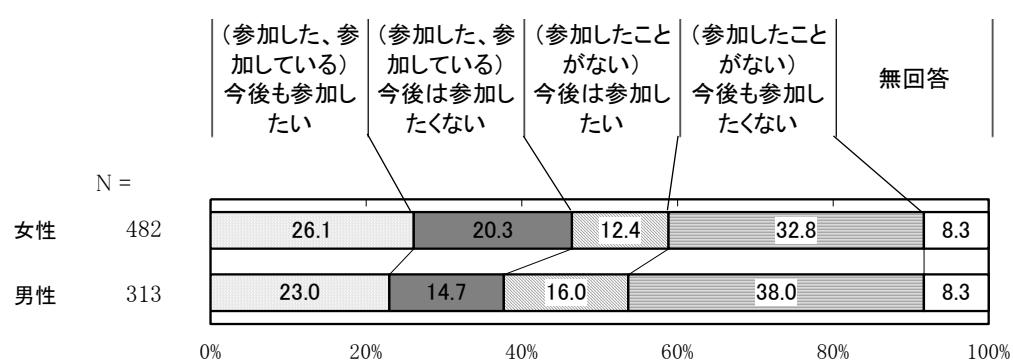
地域活動における男女の平等については、平成26年度男女共同参画に関する府民意識調査（大阪府調査）と比べ「平等である」の割合が高くなっていますが、「男性が優遇されている」と答えた割合も高くなっています。このため、「平等である」という市民の意識をさらに高めるには、女性の視点や能力を十分反映できるよう、女性が地域活動に参画する機会を増やすことが必要です。

【図28 男女の平等意識（地域活動）】

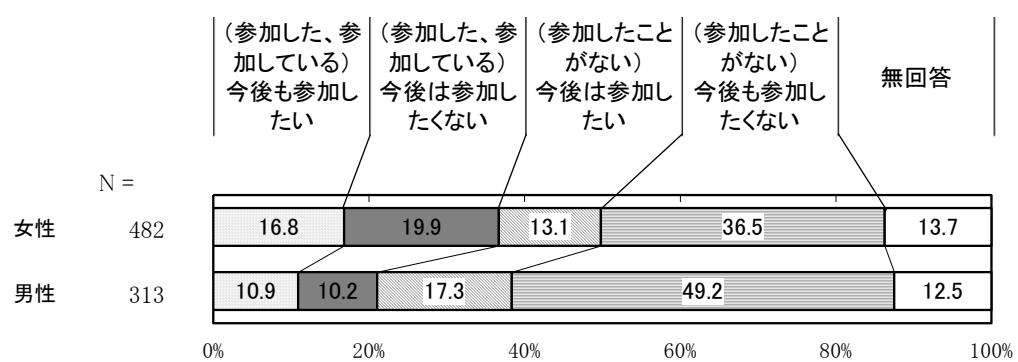


本市の地域活動状況等をみると、ボランティアや自治会・町内会、こども会、老人クラブ等の会員数は減少傾向にあります。市民意識調査をみると、「自治会・町内会の活動」、「PTAやこども会の活動」、「地域における趣味・スポーツ・学習の活動」は、男性に比べ、女性が「参加した、参加している」と答えた割合が高くなっています。社会的な活動に参加するうえで、支障になる理由については、「仕事や家事がいそがしい」が42.3%と最も高く、次いで「人間関係がわづらわしい」、「健康や体力に自信がない」となっています。働き方の見直しとも併せて、多様な年代の男女がもっと地域活動に参画できるよう、支援を行う必要があります。

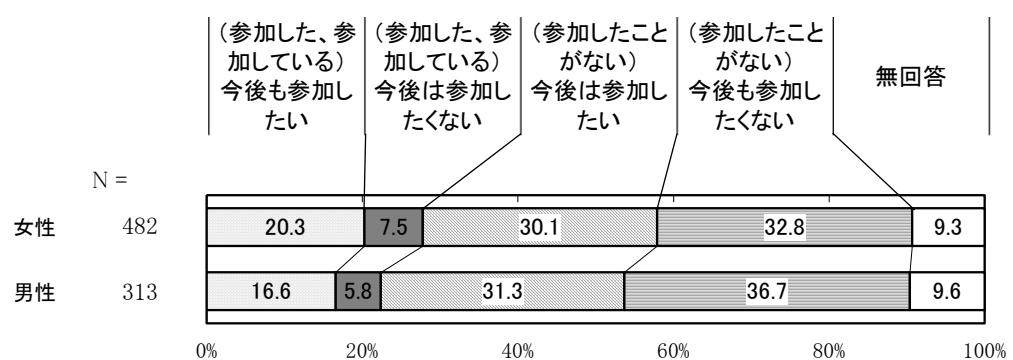
【図29 地域活動状況（自治会・町内会の活動）】



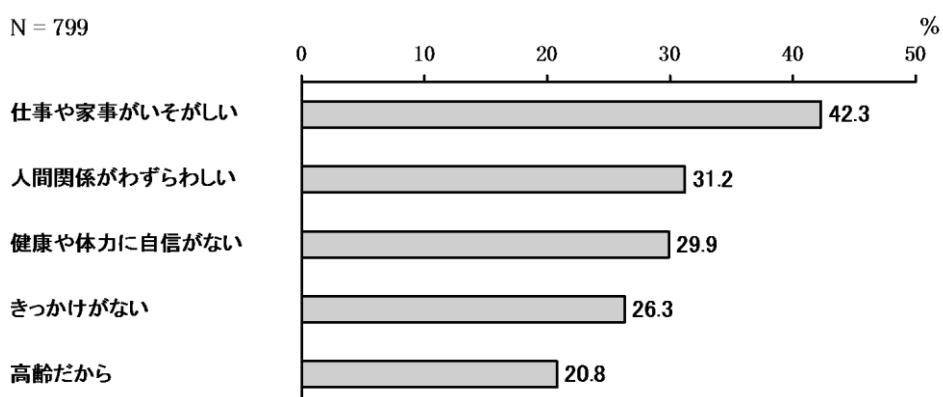
【図 30 地域活動状況（P T A や子ども会の活動）】



【図 31 地域活動状況（地域における趣味・スポーツ・学習の活動）】



【図 32 社会的な活動に参加するうえで支障になっている理由（上位 5 項目）】



また、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震により、災害に対する市民の意識が高まる中、自助、共助、公助それぞれの観点からの備えが重要であり、まちづくりや防災について、女性・男性双方の視点から考えていくことが必要です。

基本目標C

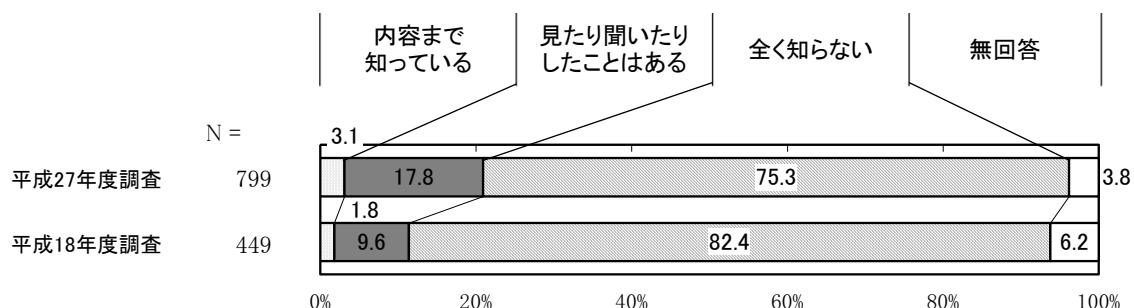
すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

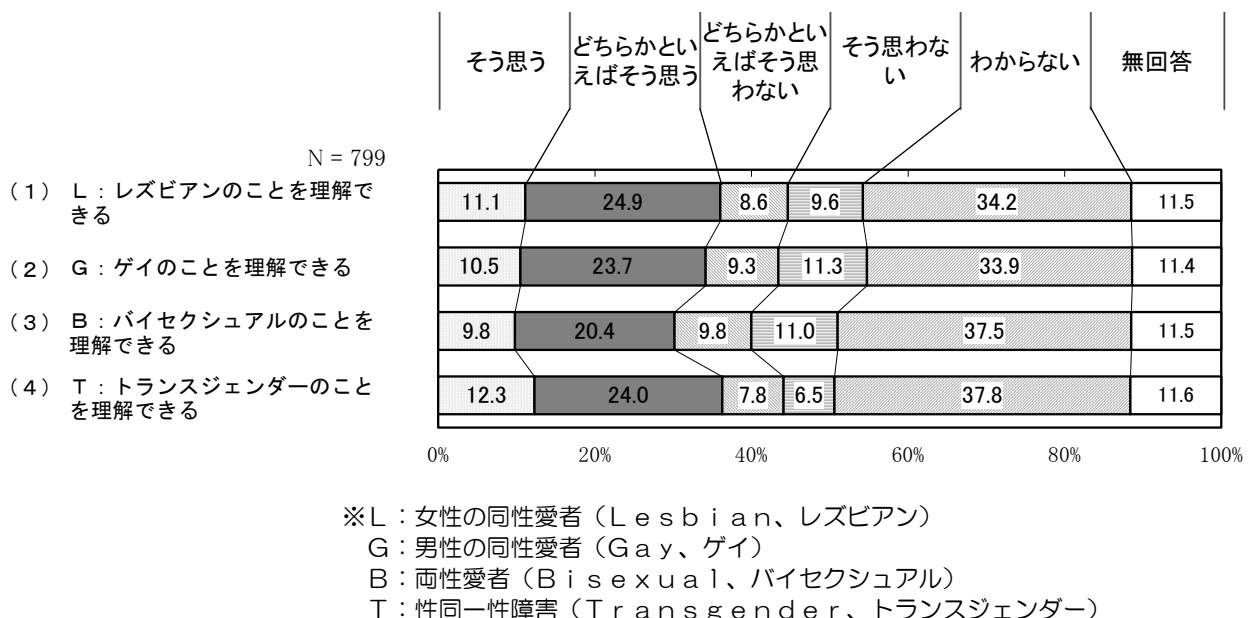
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康／権利）の認知度は、平成18年度調査と比較すると、「全く知らない」の割合は低くなり、改善されていますが、内容まで知っている人は3.1%とまだまだ低く、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての考え方が十分浸透していないことが分かります。性についてはさまざまな情報が氾濫し、だれもが正しい知識を身につけているとは必ずしも言えない状況であり、性に対する正しい知識をもち、自己決定できるよう適切な情報提供や相談体制などの支援を充実していくことが求められます。

【図33 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の認知度】



また、LGBT*（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）についての市民の理解度をみると、全てにおいて理解できる人が理解できない人の割合を上回っていますが、わからない人も3割以上となっており、LGBTの理解に向けた啓発活動等を進めていくことが重要です。女性と男性の身体機能の違いや、LGBTをはじめ性的少数者（性的マイノリティ）に対する理解を深め、性の多様性を尊重する意識を育てることが重要です。

【図 34 L G B Tについての理解度】



生涯にわたる、男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。妊娠・出産や女性特有の疾病への対応に加え、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりを図り、市民が健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。

基本課題 2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり

本市の人口は、減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は、増加しています。

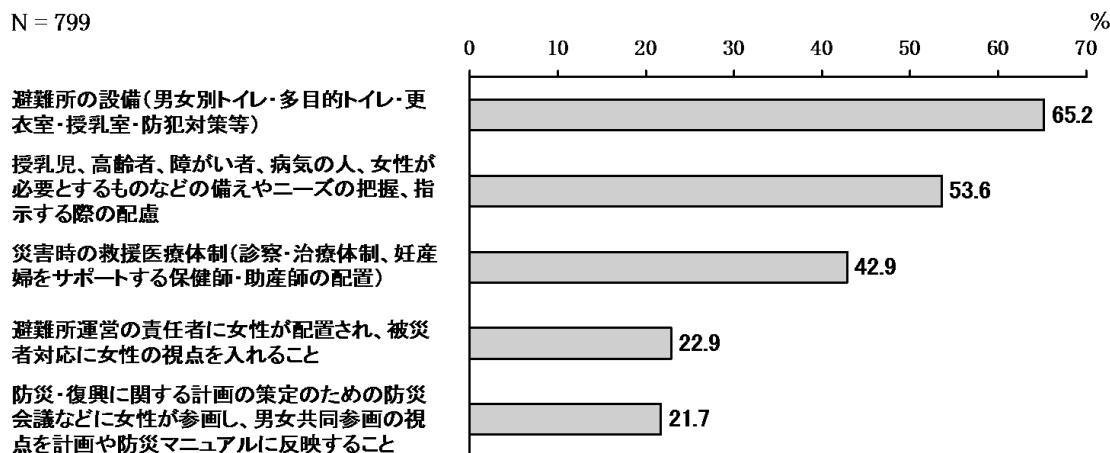
住民基本台帳の各年10月1日時点の年齢3区分別人口比をみると、平成26年の65歳以上人口の構成比は、平成22年と比較すると4.0%増加しており、特に、団塊の世代が65歳になりはじめた平成23年以降は、高齢化率が年に1%以上のペースで増加しています。(P8 図2参照)

また、障害者手帳所持者数は、本市の統計書によると平成26年度末において6,502人で市民全体の約5%を占め、今後も主に高齢化による増加が予想されています。年齢構成では65歳以上が50%以上を占め、主な介助者の年齢層も60歳以上が50%程度となっていることから障害者を支援する施策の充実が求められています。また、障害者の社会参加と経済的自立を図るために、就労支援に取り組むことが必要です。

さらに、市民意識調査において、防災・災害復興対策で特に必要な取り組みとして、「避難所の設備（男女別トイレ・多目的トイレ・更衣室・授乳室・防犯対策等）」や「授

乳児、高齢者、障害者、病気の人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、指示する際の配慮」、「災害時の救援医療体制（診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）」が上位に挙がっています。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

【図 35 防災・災害復興対策で、特に必要な取り組み（上位 5 項目）】



だれもが安心して暮らせるよう、また、社会の一員として積極的に社会に参画し、自立した生活ができるよう、男女共同参画の視点に立った環境づくりが必要です。

基本課題 3 国際社会への参加・交流

近年、政治・経済・文化などのあらゆる分野において国際化、情報化が進展するなかで、国境にとらわれない相互交流による信頼や友好、協力関係を推進することが重要です。さらに、これら国際社会の動向を男女共同参画社会の実現に生かすことが必要となっています。

本市の外国人住民は、平成 25 年度版羽曳野市統計書によると、平成 26 年度末現在で 816 人となっており、過去 5 年間をみても、800 人台で推移しています。現在、本市では、外国人住民の方々が、安心で快適に暮らすことができるまちづくりを推進するため、また、地域における多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民向け生活情報誌等の配布や日本語教室の運営支援等に取り組んでいます。

今後も、男女共同参画や多文化共生の視点を取り入れたさらなる取り組みの充実が必要です。

第3章 プランの内容

第3期となるプランの取り組みについて、5つの基本目標ごとにその考え方を示します。

- 基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成
- 基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり（女性活躍推進計画）
- 基本目標3 男女がともに参画できる仕組みづくり
- 基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援（DV防止計画）

基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成

男女がともに男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、固定的性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識づくりが重要です。また、男女共同参画の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育によって次代を担う子どもたちの男女共同参画意識を育むとともに、生涯にわたって家庭や学校、地域などのあらゆる場において男女共同参画を推進する教育や学習を実施することが重要であり、効果的な取り組みであるといえます。さらに、さまざまな情報を得ることができる環境において、その情報を選択し、読み解く能力を備え、適切な活用をすることも重要です。

基本方針1 男女共同参画に関する意識啓発

市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙・ウェブサイトなど多様な情報媒体や学習機会を活用し、幅広い年齢層に対して身近で分かりやすい意識啓発を実施します。

施策の方向① 男女共同参画のための広報・啓発の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて、市民の固定的性別役割分担意識の払拭や男女共同参画への理解を深めます。	人権推進課 秘書課
2	男女共同参画に関する講演会やフォーラム等を実施し、市民の男女共同参画の意識形成を図ります。	人権推進課
3	男女共同参画が男性自身に関わる重要な問題であるとの認識が深まるよう啓発します。	人権推進課
4	近隣の大学と連携して、学生に向けた男女共同参画の講座を企画、実施します。	人権推進課

施策の方向② 男女共同参画に関する情報収集・情報提供

No.	施策の内容・方向性	担当課
5	男女共同参画に関するパンフレット、DVDなどの資料や教材の充実を図るとともに、貸し出し等を行い、積極的な情報提供を推進します。	人権推進課 図書館課 関係各課
6	定期的に調査をすることで男女共同参画に関する市民の意識を把握し、施策を進めていく基礎資料とします。また、その結果を市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて情報提供に努めます。	人権推進課
7	市の行政内部において、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。	人権推進課 関係各課
8	国や大阪府、その他の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報の収集に努めます。	人権推進課 関係各課

基本方針2 男女平等教育などの充実

子どもたちが学習や日常生活において男女平等意識を確立できるよう、学校や保育園、幼稚園において適切な学習内容による指導を実践していくとともに、保護者等を通して男女平等や男女共同参画について学べるよう、家庭教育学習の機会や相談の場の充実に努めます。市の施策の策定や実施においては、男女共同参画の視点から点検、企画及び運用できるよう、また、学校や保育園、幼稚園においては、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施します。

施策の方向① 学校教育における男女平等の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
9	固定的性別役割分担意識にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばし、主体的に学べる保育と教育を行います。	こども課 学校教育課
10	子どもたちが人権の尊重や男女平等などの意識を育むことができるよう学校園において指導します。	こども課 学校教育課

No.	施策の内容・方向性	担当課
11	児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	学校教育課
12	小・中学校における男女共生教育や、男女共同参画の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供を行います。	人権推進課

施策の方向② 生涯学習における男女平等の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
13	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画についての学習機会を提供します。	市民協働ふれあい課 人権文化センター 陵南の森公民館 青少年児童センター
14	地域社会における男女共同参画の推進や家庭教育の向上などを図るために、各種団体を支援します。	社会教育課
15	親と子の関係や子育てについて学ぶ「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。	社会教育課

施策の方向③ 職員研修の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
16	男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための研修を職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。	人事課
17	男女共同参画について正しい理解と認識を深め、教育活動内における男女共生の視点を育むための研修を教職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。	学校教育課
18	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。 【再掲】No.118（5-1-①）	人事課 学校教育課 人権推進課

基本方針3 メディアにおける人権の尊重

市の広報紙や出版物において、男女の人権を尊重した表現を推進するとともに、事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動においても、男女共同参画の視点に立った表現を進めていくよう働きかけていきます。また、市民に対し、学校教育や生涯学習を通じてメディア・リテラシーの向上を図ります。

施策の方向① 男女共同参画の視点に立った表現の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
19	市の刊行物やウェブサイトなどにおいて、男女共同参画の視点で確認し、固定的性別役割分担意識にとらわれない表現を推進します。	人権推進課 秘書課 関係各課
20	市の広報活動や市民活動等において、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを市のウェブサイトなどで周知します。	人権推進課

施策の方向② メディア・リテラシーの向上

No.	施策の内容・方向性	担当課
21	学校教育の場を通じて、児童・生徒のメディア・リテラシーの育成に努めます。また、教職員への研修等の実施により、最新の情報教育の整備を図ります。	学校教育課
22	生涯学習・文化振興の場を通じて、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを推進します。	市民協働ふれあい課 社会教育課

【基本目標1 計画指標】

No.	項目	策定時	目標 平成38年度
①	固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合	57.5%	63%
②	あらゆる分野において男女が「平等である」と思う人の割合	18.9% (社会全体)	23%
③	男女共同参画社会基本法を知っている人の割合	53.2%	58%
④	羽曳野市男女共同参画推進条例を知っている人の割合	19.7%	25%
⑤	羽曳野市男女共同参画推進プランを知っている人の割合	14.5%	20%

基本目標2

いきいきと働き活躍できる仕組みづくり

(女性活躍推進計画)

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要です。ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう施策の充実を図るとともに、労働関連の各種法令についての周知及び情報提供を行うことで制度の理解を促し、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりが重要です。

基本方針1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

市民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例などを広報紙等に掲載するなど、情報提供・啓発を実施し、事業主に対しては、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取り組み事例などの情報提供を行います。また、労働関連の各種法令についての周知及び情報提供を行い、制度の理解を促すとともに、利用促進に向けた啓発を行います。

施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発・促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
23	市民や事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供を行い、啓発を推進します。	人権推進課 産業振興課
24	大阪府の啓発冊子等を活用し、事業主の妊娠婦に対する健康配慮義務について周知します。また、職場における母性健康管理に関する相談窓口についての周知を図ります。	産業振興課
25	ワーク・ライフ・バランスのメリットや事業主の取り組みなどを広報紙等で紹介するなど啓発に努め、事業主のワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。	人権推進課
26	市の職員及び教職員のワーク・ライフ・バランスに関する認識を深めるため、研修を実施します。	人事課 学校教育課 関係各課

施策の方向② 労働関連各種法令の周知・啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
27	市民や事業主に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）の周知及び情報提供を行います。	人権推進課 産業振興課
28	市の職員に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）に関する研修を実施するなど周知を図ります。	人事課 人権推進課 産業振興課

No.	施策の内容・方向性	担当課
29	男女がともに休暇を取得しやすい社内風土が醸成されるよう、市民や事業主に対して、育児・介護休業制度の周知を図るとともに、利用促進に向けた啓発を行います。	産業振興課

基本方針2 女性の活躍推進

女性の活躍を推進するため、女性のエンパワーメントを図るとともに、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備講座や自分の個性やキャリアを活かして起業をめざす女性に対するガイダンスなど、各々のニーズに応える施策の充実を図ります。また、女性活躍推進の観点から、女性職員の採用・登用の拡大や、ワーク・ライフ・バランスの推進について、職場のモデルケースとなるよう取り組みます。

施策の方向① 女性のエンパワーメント

No.	施策の内容・方向性	担当課
30	市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて、女性活躍推進法の周知を図ります。	人権推進課 産業振興課
31	各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画や女性のエンパワーメントを支援する学習機会を提供します。	市民協働ふれあい課 人権文化センター 陵南の森公民館 青少年児童センター
32	関係機関、団体等との連携により、女性の就労や再就職をテーマとした講座を開催します。	人権推進課 産業振興課
33	関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談窓口や就労に関する情報の提供に努めます。	産業振興課
34	男女共同参画の推進や、女性をめぐるさまざまな問題に取り組む市民団体の育成を図るとともに、団体間の交流を促進します。	人権推進課 市民協働ふれあい課 社会教育課

施策の方向② 人材育成の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
35	主に女性を対象とする講座に就労や再就職に必要となる実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民への周知に努めます。	人権推進課 産業振興課
36	女性を対象とする講座などの人材育成事業に関する情報を市民に周知し、参加につなげることで女性の人材育成に努めます。	人権推進課

施策の方向③ 女性の起業に関するフォローアップの実施

No.	施策の内容・方向性	担当課
37	各種講座において、女性の起業に関する学習機会や情報の提供に努めます。	人権推進課

No.	施策の内容・方向性	担当課
38	女性の起業者やこれから起業をめざす市民を対象に、経営に関する相談などのフォローアップ支援を実施します。	観光課

施策の方向④ 女性職員の登用推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
39	仕事と家庭生活の両立ができる職場のモデルケースとなるよう、市の関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。	人事課 関係各課
40	女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任については、引き続き、個人の能力により待遇とともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。	人事課
41	女性職員の政策・方針決定への参画を推進するため、スキルアップを支援する研修等への参加を促進します。	人事課
42	教職員の女性管理職の増加、主任等への積極的な活用により、学校における方針決定の場への女性の参画を推進します。	学校教育課

基本方針3 働く場における男女共同参画の促進

すべての人が個性や能力を十分に発揮し、充実した職業生活が送れるよう意識の改善はもとより、事業主に向けて、雇用や就労環境の向上のための啓発及び支援に努めます。また、就業や再就職などに対する支援策の充実や、多様な働き方に対応した情報提供に努めます。

施策の方向① 労働条件向上のための啓発の促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
43	事業主に対して、性別によって能力や役割を判断することなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進に向けた啓発を推進するとともに、取り組む企業の紹介など効果的な推進を図ります。	産業振興課
44	事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を行います。	産業振興課

施策の方向② 就労環境の整備と支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
45	賃金や労働条件などの就労実態の把握に努め、就労環境の整備に関する課題解決への取り組みを推進します。	産業振興課
46	事業主や労働者に対して、育児・介護休暇の取得や職場復帰がしやすい環境づくりに努めるよう啓発を推進します。	産業振興課
47	農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定*締結の促進や、研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者が活躍しやすい環境の整備を図ります。	産業振興課

施策の方向③ 職業能力の開発・向上

No.	施策の内容・方向性	担当課
48	大阪府や関連機関と連携し、再就職支援講座などの学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。	産業振興課
49	ひとり親家庭が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。	こども課
50	個々のひとり親家庭の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	こども課

施策の方向④ 多様な就労形態への支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
51	多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども課
52	保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長や病後児保育、一時預かりなどさまざまな保育サービスや、留守家庭児童会などの充実を図ります。	こども課 社会教育課
53	「高年者いきいき計画」などに基づいた高齢者の就労等、支援の充実を図ります。	
54	事業主に対して、パートタイム労働法、労働者派遣法などの法制度の周知、啓発に努め、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の向上に努めます。	産業振興課
55	大阪府や関連機関と連携し、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。	産業振興課

【基本目標2 計画指標】

No.	項目	策定時	目標 平成38年度
⑥	「ワーク・ライフ・バランス」ということばを知っている人の割合	48.5%	55%
⑦	育児・介護休業法を内容まで知っている人の割合	30.0%	35%
⑧	管理的地位に占める女性職員の割合	24.3%	30%以上
⑨	役職段階（主査級以上の職員）に占める女性職員の割合	33.3%	38%以上

基本目標3 男女がともに参画できる仕組みづくり

あらゆる分野に参画する権利と義務は、男女共に有しており、政策・方針決定過程への参画についても同じことが言えます。しかし、女性の登用率は未だ低いことから、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を進めることが重要です。

基本方針1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市の審議会等の性別による参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を進めていきます。特に、女性委員がいない審議会等に関しては、積極的な女性の登用を進め、また、審議会等の構成員が男女いずれか一方に偏らないよう働きかけます。

施策の方向① 審議会等への女性の登用推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
56	審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。	全部局
57	各種計画策定時には、パブリックコメントを実施し、多くの市民の意見を反映していきます。	関係各課

基本方針2 地域活動への男女共同参画の促進

地域での自治会活動やまちづくりにおいて、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に發揮でき、固定的性別役割分担意識や差別意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくりを進めています。また、地域活動における女性役員の登用を働きかけます。

施策の方向① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動への参画促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
58	市民活動や市民と行政の協働に関する取り組みを、男女共同参画の視点に立って推進します。	市民協働ふれあい課 関係各課
59	多くの市民が性別に関わらず、地域活動や市民活動に参画できるよう、意識啓発、人材育成などの環境づくりを進めます。	市民協働ふれあい課 関係各課
60	自治会やP T A、ボランティア団体やN P Oにおいて、地域活動のリーダーとしての役割を担う女性の人材を育成するため、研修会等の案内や男女共同参画に関する啓発活動を行います。	市民協働ふれあい課 学校教育課 社会教育課 関係各課

No.	施策の内容・方向性	担当課
61	地域での相談対応や見守り、地域活動の担い手である各種団体が男女共同参画に対する正しい認識を深めるため、さまざまな情報の提供に努めます。	人権推進課 関係各課
62	エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしに直接つながる分野については、市民が性別に関わらず、それらの活動に参画できるよう取り組みを促進します。	防災企画課 災害対策課 市民協働ふれあい課 環境衛生課 関係各課

【基本目標3 計画指標】

No.	項目	策定時	目標 平成38年度
⑩	審議会等における女性の委員の割合	20.2%	33%
⑪	女性委員のいない審議会等の割合	44.0%	30%

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じた健康づくりに関する支援や男女が家庭や地域、働く場などに参画しながら安心して子育てができる体制づくり、高齢者、障害者への福祉サービスの充実は、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。

また、さまざまな困難を抱える人やひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、性意識の違いによる生き方の違いや国籍の違いによる文化の違いに対する理解促進、さらに、防災などにおける災害時の支援を充実させるなど、男女共同参画の視点を持ち、市民一人ひとりが自分らしく健やかに暮らせるまちをつくることも重要です。

基本方針1 生涯を通じた健康支援

女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）について啓発するとともに、エイズや性感染症等の対策を進めています。また、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援の充実を図ります。さらに、市民が生涯を通じて健康を保持できるよう、生活習慣病予防などさまざまな情報提供や健康相談事業を実施し、男女の性差に応じて主体的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

施策の方向① 性に関する情報提供と性教育の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
63	女性が自分自身の健康について、管理、決定できるよう、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及、啓発及び情報提供に努めます。	人権推進課 健康増進課
64	男女がお互いの性について、尊重することができるよう、パンフレットやリーフレットの作成及び配布、または、各種講座、講演会を開催するなど性と人権に関する意識啓発を推進します。	人権推進課 社会教育課
65	市民がHIV/エイズや性感染症について正しく理解するとともに、差別や偏見をなくし、また、感染の予防についての啓発に努めます。	健康増進課
66	児童・生徒が、性のことやHIV/エイズ、性感染症について正しく理解するため、発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。	学校教育課
67	中学生が保育園や幼稚園で乳幼児とふれあう中で命の大切さなどを学ぶ取り組みを推進します。	こども課 学校教育課

施策の方向② ライフステージに応じた健康づくりの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
68	「健康はびきの 21 計画」に基づき、一人ひとりが健康について考えるとともに、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進します。	健康増進課
69	疾病の一次予防の取り組みや早期発見により、市民の健康づくりを支援するため、各種健診（検診）などの普及に努めます。	健康増進課
70	生理不順、更年期障害、不妊など婦人科を受診すべきかどうか不安を抱えている女性の悩みを解消するため、健康相談等を行います。	健康増進課
71	妊婦に対し、母子健康手帳（親子手帳）配付時に、併せて母性健康管理指導事項連絡カードを配付します。	保険年金課 健康増進課
72	妊婦やその家族を対象に、妊婦・出産・育児・歯科保健等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後に交流できるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティスクールを実施します。	健康増進課
73	乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療を図るため、乳幼児健診等を実施します。また、乳幼児の健全な育成を図るため、保護者に成長、栄養、育児に対する保健指導相談を実施します。	健康増進課
74	喫煙による健康被害及び受動喫煙による健康への影響についての正しい知識をライフステージに応じて普及、啓発します。	健康増進課
75	児童・生徒の喫煙や飲酒、薬物乱用等については、違法行為であるだけでなく、児童・生徒の健康を著しく害するため、家庭、地域、関係諸機関及び学校間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等で継続的な指導の徹底を図ります。	健康増進課 学校教育課

基本方針 2 子育てに関する支援

子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育サービスや子育て支援事業の充実を図ります。また、子育ての悩みや不安の解消を図るために、子育て支援センターや子育てサロンなど地域の子育て支援拠点施設において、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供するとともに、子育ての情報提供や相談体制の充実を図ります。

施策の方向① 子育て支援の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
76	「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども課
77	地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実及び連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報紙やウェブサイト、冊子などのさまざまな媒体を用いて広く市民に提供します。	こども課

No.	施策の内容・方向性	担当課
78	子育てをサポートしてほしい人とサポートしたい人が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進することにより、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を図り、子育て支援を行います	こども課
79	地域の親子の交流を図り、さまざまな遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会を持つなかで子どもや親同士の友達づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催します。	こども課
80	保護者に対し、子どもの成長、栄養、育児、発達等に関するさまざまな悩みや不安に適切に対応できるよう、保健師や保育士、栄養士などの専門スタッフによる保健指導や相談を実施します。	健康増進課
81	ひとり親家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供の充実を図るとともに、福祉資金の貸付や就労支援等を行います。	こども課
82	子育てに関する事業について、男性が参加しやすいよう工夫するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。	こども課 健康増進課
83	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、育児に関する講座等の開催に努めます。	人権推進課 こども課 健康増進課
84	家事、育児など、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくための意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課

基本方針3 高齢者や障害者への支援

高齢者や障害者、そしてその家族が、住み慣れた地域のなかで、安全に、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図ります。また、介護を担う家族の負担を軽減し、家庭生活や仕事等を両立できる環境の整備を図ります。

施策の方向① 高齢者の福祉・就労の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
85	「高年者いきいき計画」などに基づいた、高齢者保健福祉サービスや介護サービス、就労等支援の充実を図ります。	高年介護課
86	地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。	地域包括支援課
87	人権尊重の理念のもと、高齢者の尊厳に配慮した支援システムを構築するため、高齢者虐待の防止、認知症高齢者に関する対策など総合的な施策を推進します。	地域包括支援課

No.	施策の内容・方向性	担当課
88	高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。	地域包括支援課 関係各課
89	高齢者を介護している家族等（介護者）を支援するため、家族介護教室や家族介護者交流事業などの充実に努めます。また、介護者が問題を抱え込まないよう、相談窓口や専門機関で適切な支援が受けられる体制の整備を進めます。	地域包括支援課
90	高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防を推進します。	地域包括支援課 関係各課
91	家事、介護など、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくための意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課
92	男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、介護に関する講座等の開催に努めます。	人権推進課 地域包括支援課 健康増進課
93	市広報紙の点字、録音版、市ウェブサイトの音声版など、高齢者に配慮した情報提供に努めます。	秘書課
94	地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。また、地域において、見守り支えるネットワークの取り組みを進め、女性や特定の人に偏らない介護を考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。	福祉総務課 地域包括支援課
95	高齢者が主体的な選択と判断のもと、地域社会とのかかわりをもちながら多様な活動へ積極的に参加できるよう、情報の提供、相談助言などを行い、生きがいづくりを促進します。	福祉支援課 関係各課
96	シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。	福祉支援課

施策の方向② 障害者の福祉・就労の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
97	障害者総合支援法及び「羽曳野市障害者計画及び羽曳野市障害福祉計画」の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の推進を図ります。	福祉支援課
98	障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や、障害者が気軽に相談できる相談支援機関の整備を図ります。また、就労支援の充実については、府内関係課ならびに関係機関などとの連携も十分に図りながら、支援体制の充実を図ります。	福祉支援課
99	障害者の生活に関する相談窓口を設置することで、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備します。また、講座やリーフレットの配布、市広報紙への掲載などを通じて障害者虐待防止の啓発を推進します。	福祉支援課
100	障害児相談、巡回相談などを通じ、障害や発達に応じた専門的な保育、療養、教育的支援を行います。	こども課 学校教育課
101	関係機関との連携を図り、障害者の職業能力開発訓練や相談の実施、就労情報の提供など、総合的な就労支援に努めます。	福祉支援課 産業振興課

基本方針4 さまざまな困難を抱える人への支援

個々の抱える問題の多様化により、障害のあること、在住外国人であること、アイヌの人々であること、部落問題等に加え、女性であることでさらにさまざまな困難を複合的に抱える人への支援が必要であることから、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体等が密接に連携し、情報提供や相談など総合的な支援を実施していきます。

また、すべての市民において、性的指向^{*}や性同一性障害^{*}を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるため、性的少数者（性的マイノリティ）、LGBTに関する情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図り、学校教育の場においても、性について学ぶ機会を通して、さまざまな性を尊重する意識を育てる教育に取り組んでいきます。

施策の方向① すべての人にやさしいまちづくり

No.	施策の内容・方向性	担当課
102	さまざまな困難を複合的に抱える人の相談体制の充実を図ります。	人権推進課 関係各課
103	リーフレットの活用、講座の実施により、性の多様性に関する啓発を推進します。	人権推進課
104	児童・生徒が性の多様性について、正しく理解するため、発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。	学校教育課
105	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者や障害者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいよう、公共施設や交通機関の整備、改善に努めるとともに、事業主への指導、助言に努めます。	道路公園課 建築指導課 関係各課

基本方針5 多様な文化への理解と交流の促進

日本に住む外国人が安心して暮らすことができるよう、多様な文化への理解と交流の促進を図ります。また、関係団体との連携のもと、日本語教室の開催や、外国人向けの生活情報・防災情報の提供など、在住外国人の生活に関する支援を実施していきます。

施策の方向① 多様な文化への理解と交流の促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
106	男女共同参画についての国際的な取り組みなどに関する学習機会や情報の提供を推進します。	人権推進課
107	市民の国際感覚の醸成や、諸外国・外国人との相互理解を促すため、友好都市との交流や内なる国際化を促進するための各種事業を推進します。	市民協働ふれあい課

No.	施策の内容・方向性	担当課
108	市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活することができるよう、多言語による行政情報の提供や各種相談窓口の整備、また、識字教育の実施や市民公益活動団体が実施する日本語教室への支援などを推進します。	市民協働ふれあい課 社会教育課 関係各課
109	市広報や災害時緊急情報など市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行います。	秘書課 防災企画課 災害対策課 市民協働ふれあい課 関係各課

基本方針 6 防災などにおける男女共同参画の推進

男女のニーズの違い、高齢者・障害者など多様なニーズに配慮し、性別や年齢にかかわらず自主防災組織や地域での防災活動への参画を促すことで災害時の備え、避難所運営のあり方などに男女共同参画の視点を活かすよう取り組んでいきます。

施策の方向① 地域の自主防災・減災活動における男女共同参画の促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
110	防災分野など人々の暮らしに直接つながる分野については、市民が性別や年齢等に関わらず、それらの活動に参画できるよう取り組みを促進します。	防災企画課 災害対策課 市民協働ふれあい課 関係各課
111	地域の自主防災活動においても、性別で役割を固定することなく災害時に配慮を要する人々も含め、防災に関連する訓練等を促進します。	防災企画課 災害対策課 市民協働ふれあい課
112	多様なニーズを防災対策へ反映させるため、防災会議での女性委員の割合を高めるよう努めます。	防災企画課 災害対策課
113	男女共同参画の視点を踏まえた各種災害対応マニュアルを必要に応じて作成、改訂します。	防災企画課 災害対策課
114	性別や年齢等にかかわらず、高齢者・障害者など多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう地域の自主防災活動における男女共同参画を推進し、平常時から性別に固定されない防災に対する知識を有する人材育成に努めます。	防災企画課 災害対策課

【基本目標 4 計画指標】

No.	項目	策定時	目標 平成 38 年度
⑫	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」を内容まで知っている人の割合	3.1%	8%
⑬	「LGBT」ということばを内容まで知っている人の割合	9.6%	15%

基本目標5

あらゆる暴力の防止及び被害者支援

(DV防止計画)

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざしていかなければなりません。被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制の整備が重要です。また、子どもや高齢者、障害者などへの虐待の対応に向けた取り組みを推進します。

基本方針1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援

あらゆる暴力を容認しない社会を形成するため、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力（リベンジポルノ*、サイバー・ストーカー等のネット上の暴力を含む）の根絶に向けて、さまざまな情報媒体を活用した情報提供や講座・講演会等による啓発活動に取り組み、DVなどのあらゆる暴力防止への理解を深めるための研修を実施します。

また、DV等被害者に対する相談体制を充実するとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置を検討するなど、安全を確保できるよう適切な支援体制を整備していきます。

さらに、デートDVの問題も深刻となっていることから、若い世代への予防教育にも一層取り組んでいきます。

施策の方向① 暴力の予防と根絶のための意識づくり

No.	施策の内容・方向性	担当課
115	ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を推進します。	人権推進課
116	DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。	人権推進課 こども課
117	DV防止への理解を深めるため、職員及び教職員に対する研修を実施します。	人事課 こども課 学校教育課 人権推進課
118	DV被害者の二次被害防止を含め、適切に対応するため、関係部署の職員に対して研修や情報提供を行います。	人事課 人権推進課
119	DV予防教育を通じて、男女が対等な存在であるという意識の形成、暴力を伴わない人間関係の構築を図ります。	学校教育課 人権推進課
120	デートDVに関する理解を促進するため、教育機関と連携し、啓発を推進します。また、相談窓口の周知を図ります。	学校教育課 人権推進課
121	相談に携わる機関に対し、DVをはじめとするあらゆる暴力、虐待に関する認知を促すとともに、専門的な相談窓口等に関する情報提供を行います。	人権推進課 関係各課

No.	施策の内容・方向性	担当課
122	職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人事課 人権推進課 市民協働ふれあい課 産業振興課
123	セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。 【再掲】No.18（1－2－③）	人事課 学校教育課 人権推進課
124	学校園における教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。	学校教育課

施策の方向② 被害者支援体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
125	DVやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談体制を整備し充実を図ります。	人権推進課 関係各課
126	働く女性など平日の昼間に利用しづらい方のために夜間や休日の相談窓口を整備し、充実を図ります。	人権推進課
127	日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。	人権推進課
128	DV 対応マニュアルを整備し、効果的な対応を図ります。	人権推進課
129	早期発見、相談、一時保護までの安全確保、自立支援などの支援を行うため、大阪府女性相談センターと警察をはじめとする関係機関と市の関係部署との連絡調整を緊密に行います。	人権推進課 関係各課
130	DV 被害者支援に関する府内 DV 連絡会議を設置し、関係各課との連携を図ります。また、大阪府や警察など外部の関係機関と連携した DV 関係機関連絡会議の設置について検討を進めます。	人権推進課 関係各課
131	警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	人権推進課 こども課 福祉支援課 地域包括支援課
132	被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳データを使用する関係課間の連携強化を図り、個人情報の適正かつ厳重な取り扱いを行います。	人権推進課 市民課 関係各課

基本方針2 虐待の早期発見、救済と被害者支援

子どもや高齢者、障害者などへの虐待の対応に向けた取り組みを進めるため、さまざまな媒体を活用した情報提供や、相談窓口の充実、関連機関との連携強化を図ります。

また、虐待の未然防止や被害者の早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な被害者支援に努めます。

施策の方向① 虐待の早期発見、救済と被害者支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
133	児童虐待や高齢者、障害者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	人権推進課 こども課 福祉支援課 地域包括支援課
134	要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。	こども課
135	地域包括支援センターをはじめ、警察などの関係機関と連携した高齢者虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護事業を推進します。	福祉総務課 地域包括支援課

【基本目標5 計画指標】

No.	項目	策定時	目標 平成38年度
⑯	DVを正しく理解している人の割合	58.7%	65%
⑰	DVを受けた経験のある人の割合	23.1%	18%
⑱	DVを受けたことについてだれにも話さず、相談していない人の割合	50.5%	40%
⑲	セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントを受けたことについてだれにも話さず、相談していない人の割合	19.7%	15%

第4章 プランの推進に向けて

1 プランの進行管理

プランの効果的な推進を図るため、実施される施策や事業に対しては、客観的な評価を行うものとし、可能な限り数値指標を設置し、男女共同参画社会の達成状況を評価していきます。また、評価結果については、「羽曳野市男女共同参画推進審議会」に必要に応じて報告を行い、幅広い意見を受けながらプランの進行管理に努めます。

なお、評価結果については、市のウェブサイト等で公表します。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっており、より効果的に施策を推進するため、市関係部署における連携の強化が重要です。

「羽曳野市男女共同参画推進本部」において、問題点や改善すべき点、取り組みの成果等を全庁的に共有し、庁内推進体制の充実を図ります。

3 市、市民、事業者、教育関係者との連携の推進

男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野において能力を十分発揮でき、市民だれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていく男女共同参画社会の実現のため、「羽曳野市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者、教育関係者がそれぞれの役割を担うとともに、連携、協働を図ることで男女共同参画施策を推進します。

4 国、大阪府、関係機関との連携及び協力

プランの効果的な推進を図るため、国や大阪府、関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策を推進します。

また、国や大阪府、関係機関に対して、必要な支援施策の新設、拡充を求めていきます。

5 意見等への対応

男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての市民の意見等の申し出については、羽曳野市男女共同参画推進条例第 15 条第2項に基づき、担当部署で調査等を行い、必要に応じて「羽曳野市男女共同参画推進審議会」に意見を聴くなど、男女共同参画社会の実現に資するよう、適切に対応し処理します。

資料編

1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979年12月18日（国連第34回総会）

効力発生 1981年9月3日

日本国 1985年6月25日批准

1985年7月25日効力発生

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本の人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自己及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にすることもあることを想起し、

窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根柢となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適當な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適當な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適當な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適當な立法その他の措置（適當な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 繙続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかないかに基づく差別の解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関する男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的权利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名

することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

- 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第 23 条

- この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。
- (a) 締約国の法令
 - (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

- 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に

通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

2 男女共同参画社会基本法

制 定 平成十一年六月二十三日法律第七十八号
最近改正 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいすれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二條 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるに努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるに努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略
十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正 平成二十六年四月二十三日法律第二十八号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条一第二十二条）
- 第五章 雜則（第二十三条一第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十九条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準する心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応すること又は婦人相談員若しくは相談を行なう機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

- 第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適かつ迅速な処理）

- 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令 (保護命令)

- 第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいすれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立てでは、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは住所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十九条の二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応するものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行なうことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年七月三日法律第七十二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号） 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
 - 2 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

- 第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

制 定 平成二十七年九月四日法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
- 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
- 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第五章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第六章 雜則（第二十六条—第二十八条）
- 第七章 罰則（第二十九条—第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができます。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 1 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 3 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 1 第十八条第四項の規定に違反した者
- 2 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 1 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

3 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 第十条第二項の規定に違反した者

2 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

5 羽曳野市男女共同参画推進条例

平成 25 年 12 月 27 日
羽曳野市条例第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 教育関係者 学校教育、社会教育その他の教育活動に携わる者をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいすれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシャル・ハラスメント 職場、学校、地域その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境や学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性的指向 人の恋愛又は性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。
- (6) 性同一性障害 生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女間のあらゆる暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市におけるあらゆる政策並びに民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護その他の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動を対等に参画し、両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮すること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (7) 男女共同参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的動向に留意し、協調して行うこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画を主要な政策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働するものとする。
- 4 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第 7 条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を図るための教育を行うよう努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止)

第 8 条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別及び性的指向によるあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、配偶者等に対する暴力（身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）を行ってはならない。
- 4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間のあらゆる暴力及び性の商品化を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

（羽曳野市男女共同参画推進プラン）

- 1 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として羽曳野市男女共同参画推進プラン（以下「推進プラン」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、推進プランの策定に当たっては、あらかじめ第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民等から意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、推進プランを策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、推進プランの変更について準用する。
- 5 市長は、毎年度、推進プランの実施状況等を公表しなければならない。

（広報啓発活動）

第11条 市は、男女共同参画に関する理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（教育及び学習への支援）

第12条 市は、教育及び学習を通じて男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究）

第13条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（積極的改善措置）

第14条 市は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民等と協力して積極的改善措置を講ずるものとする。

（意見等への対応）

- 1 市民等は、男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての意見又は苦情（以下「意見等」という。）がある場合には、市長にその旨を申し出ができるものとする。
- 2 市長は、意見等の申し出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。この場合において、市長は、意見等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、第18条に規定する羽曳野市男女共同参画推進審議会の意見を聞くことができるものとする。

（相談への対応）

第16条 市民等は、性別等によるあらゆる差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたとき又はそのおそれがあるときには、市長に相談の申し出をすることができるものとする。この場合において、市長は、相談の申し出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第17条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

（男女共同参画推進審議会）

第18条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、男女共同参画の推進等に関する事項について調査し、審議するため、羽曳野市男女共同参画推進審議会を置く。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている羽曳野市男女共同参画推進プラン「第2期はびきのピーチプラン」は、第10条第1項の規定により策定され、公表されたものとみなす。

3、4 略

6 羽曳野市男女共同参画推進条例施行規則

平成 26 年 3 月 26 日
羽曳野市規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、羽曳野市男女共同参画推進条例(平成 25 年羽曳野市条例第 35 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で用いる用語の意義は、それぞれ条例で用いる用語の例による。

(意見等の申し出)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項の規定による申し出(以下「意見等の申し出」という。)は、意見等申出書(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、市長が意見等申出書の提出ができない特別な理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による意見等の申し出があったときは、市長は、その内容を記録した書面を作成するものとする。

(意見等の申し出に対する処理)

第 4 条 市長は、意見等の申し出を受けた場合は、速やかに当該意見等の申し出について処理を行うものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定による意見等の申し出があったときは、意見等の申し出の内容に係る施策の主管の部長(以下「主管部長」という。)に対し、意見等申出内容を通知するものとする。

3 市長は、意見等の申し出の処理を開始することを決定したときは、意見等の申し出に対する処理を開始する旨を意見等処理開始通知書(様式第 2 号)により申出者に通知するものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、意見等の申し出が次に掲げる事項に該当する場合は、処理をしないものとする。この場合において、市長は、その理由を付して、意見等処理対象外通知書(様式第 3 号)により申出者に通知するものとする。

(1) 裁判所の判決、議会の議決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 明らかに私人間の争いであると認められる事項

(6) 条例又はこの規則に基づく羽曳野市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)委員の職務に関する事項

(7) 意見等の申し出に係る事実のあった日から起算して 1 年を経過している事項。ただし、正当な理由があると認める場合は、この限りではない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が処理することが適当ないと認める事項

(審議会による審査等)

第 5 条 審議会は、市長が意見等の申し出に対する意見を依頼したときは、速やかに、その施策についての審査等を開始するものとする。

2 審議会は、前項の審査等を行うに当たり、必要に応じて、申出者及び主管部長に対し、事情を確認することができる。

3 審議会は、審査等が終了したときは、施策に係る意見について市長に報告するものとする。

(是正の指示等)

第 6 条 市長は、前条の意見を踏まえ、男女共同参画の推進に影響を及ぼしていると判断したときは、主管部長に対し、当該施策のは正の指示等を行うものとする。

2 前項に規定するは正の指示等を受けた主管部長は、指示等による適切な措置を講じるため、処理方針を作成し、市長に報告しなければならない。

(中間報告)

第 7 条 市長は、前条第 2 項の処理方針に基づくは正の処理に期間を要すると判断したときは、速やかに意見等処理中間報告書(様式第 4 号)により申出者に報告するものとする。

(処理結果の報告)

第 8 条 是正の指示等を受けた主管部長は、処理方針に基づく処理の結果を市長に報告するものとする。

(処理結果の通知)

第 9 条 市長は、前条の処理の結果の報告を受けたときは、その結果を速やかに意見等処理結果通知書(様式第 5 号)により申出者に通知するものとする。

(意見等の申し出の処理状況等の公表)

第 10 条 市長は、毎年度 1 回、意見等の申し出の処理状況について、公表しなければならない。

(男女共同参画推進審議会の職務)

第 11 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議をし、意見を述べるものとする。

(1) 羽曳野市男女共同参画推進プランの策定、変更及び進捗管理に関する事。

(2) 意見等の申し出に関する事。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進等に関する事。

(組織)

第 12 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

- 2 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の 10 分の 4 未満とならないようにしなければならない。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係機関又は団体の構成員
 - (3) 市民
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 4 前項第 3 号に規定する委員は、公募により選任するものとし、その公募及び選任に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
 - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 14 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 会長は、必要と認める場合には、関係者を会議に出席させ、意見を述べさせ、若しくは説明させること又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第 15 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会に属する部会委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
 - 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査又は審議の状況若しくはその結果を審議会に報告するものとする。
 - 5 部会の運営については、第 13 条第 3 項及び第 4 項並びに前条の規定を準用する。

(守秘義務)

- 第 16 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

- 第 17 条 審議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市条例第 188 号)の定めるところによる。

(運営)

- 第 18 条 審議会の運営は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

- 第 19 条 審議会の庶務は、市民人権部人権推進課において行う。

(委任)

- 第 20 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 (羽曳野市男女共同参画推進協議会規則の廃止)
羽曳野市男女共同参画推進協議会規則(平成 25 年羽曳野市規則第 23 号)は、廃止する。

7 男女共同参画施策のあゆみ

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催		
昭和51年 (1976年)	・「国連婦人の10年」 開始(～1985年)	・「民法」改正施行 (離婚後の氏の選択自由)	・労働部労働福祉課に女性問題担当窓口設置	
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開設	・大阪府婦人問題推進会議設置	
昭和54年 (1979年)	・第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」 採択		・大阪府婦人問題推進会議より「女性の地位向上に関する提言」提出 ・大阪府婦人問題企画推進本部設置	
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」 中間年世界会議 (コペンハーゲン)開催 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」 採択	・「女子差別撤廃条約」に署名 ・民法改正(昭和56年施行)(配偶者の相続分引き上げ)	・企画部府民文化室に婦人政策係設置	
昭和56年 (1981年)	・「女子差別撤廃条約」 発効	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
昭和57年 (1982年)			・企画部婦人政策室設置	
昭和59年 (1984年)		・「国籍法及び戸籍法」 改正(昭和60年施行) (父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)		
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の10年」 ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・生活保護基準額改正 (男女差解消) ・「国民年金法」改正(昭和61年施行)(女性の年金権確立) ・「男女雇用機会均等法」 公布(昭和61年施行) (女性に対する差別的取扱いの禁止など) ・「女子差別撤廃条約」 批准		
昭和61年 (1986年)		・婦人問題企画推進本部拡充(構成省庁を全省庁に拡大)	・企画部府民文化室婦人政策室を企画部婦人政策課に改組 ・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定	
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・婦人政策課を企画部から生活文化部に移管	
昭和63年 (1988年)			・大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議設置	・羽曳野市女性対策連絡会議設置
平成元年 (1989年)	・第44回国連総会 「児童の権利条約」 採択	・「学習指導要領」改訂 (中学・高校家庭科の男女必修化)		・企画財政部企画課に女性政策係設置
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」 に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 「育児休業法」公布（平成4年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 「大阪府女性基金」設置 	
平成4年 (1992年)			<ul style="list-style-type: none"> 婦人政策課を女性政策課に改称 「大阪府女性施策企画推進員」制度発足 「大阪府女子労働対策推進計画」策定 	
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校の家庭科男女共修開始 「パートタイム労働法」公布施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成 	
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> 開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際人口・開発会議（カイロ）開催（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：性と生殖に関する健康／権利という考え方を提唱） 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校の家庭科男女共修開始 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 大阪府女性総合センター（ドーンセンター）開館 	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題に対する「市民意識調査」実施
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）（一部平成11年施行） 「ILO第156号条約（家庭的責任条約）」批准 	<ul style="list-style-type: none"> 男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> 「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」開催
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪女子大学に女性学研究センター開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」策定
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正（平成11年施行）（女子差別禁止、セクハラ防止措置義務など） 「労働基準法」（平成11年全面施行）（女子保護規定撤廃） 「育児・介護休業法」改正（平成11年施行）（介護休業制度の義務化、深夜業の制限創設） 「介護保険法」公布（平成12年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画（改定）～新女と男のジャンプ・プラン」策定 	
平成10年 (1998年)			<ul style="list-style-type: none"> 女性政策課を男女協働社会づくり課に改称 大阪府男女協働社会づくり審議会設置 大阪府男女協働推進連絡会議設置 「大阪府女性労働対策推進計画」策定 	
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布施行 「男女共同参画社会基本法」公布施行 	<ul style="list-style-type: none"> 男女協働社会の実現をめざす府民意識調査発表 	

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会 「女性2000年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」及び「「異なる行動とイニシアティブに関する文書」採択 ・「女子差別撤廃条約選択議定書」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止法」公布施行 ・「ストーカー規制法」公布施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力」対策会議設置 	
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編により総理府を内閣府に ・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」公布施行 ・第1回「男女共同参画週間」(6月23日～6月29日) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「女性に対する暴力をなくす運動」男女共同参画推進本部決定(11月12日～11月25日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女協働社会づくり課を男女共同参画課に改称 ・大阪府男女協働推進連絡会議を大阪府男女共同参画推進連絡会議に改称 ・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)」策定 ・大阪府女性政策企画推進本部を大阪府男女共同参画推進本部に改称 ・大阪府女性施策企画推進員を大阪府男女共同参画企画推進員に改称し、大阪府男女共同参画推進本部に組み込む 	
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正施行(時間外労働の制限など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府男女共同参画推進条例」施行 ・「大阪府男女共同参画施策苦情処理制度」開始 	
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布施行 ・「少子化社会対策基本法」公布施行 ・「性同一性障害特例法」公布(平成16年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 	
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止法」改正施行(虐待定義の明確化など) ・「DV防止法」改正施行(元配偶者の適用、暴力の定義拡大など) ・「DV防止法」に基づく基本方針策定 ・「育児・介護休業法」改正(平成17年施行)(休業対象者拡大、育児休業期間延長など) 		
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の再確認など 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者虐待防止法」公布(平成18年施行) ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 	
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正(平成19年施行)(性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別の禁止導入など) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)改訂版」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野市女性対策連絡会議廃止 ・「羽曳野市男女共同参画推進本部設置要綱」制定、推進本部設置 ・「羽曳野市男女共同参画推進懇話会設置要綱」制定、懇話会設置 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正（平成20年施行） ・「DV防止法」改正（平成20年施行）（保護命令の拡充など） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市男女共同参画プランの策定にあたっての提言」男女共同参画推進懇話会答申 ・「羽曳野市男女共同参画推進プラン－第2期はびきのピーチプラン－」策定
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正（平成21年施行） 		
平成21年 (2009年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画のシンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正（平成22年施行）（短時間勤務制度導入義務化、子の看護休暇制度の拡充、短期介護休暇制度の創設など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定 	
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」（ニューヨーク）「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の再確認など 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 		
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「おおさか男女共同参画プラン（2011～2015）」策定 	
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012～2016）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市男女共同参画推進本部設置要綱」改正 ・「羽曳野市男女共同参画推進懇話会設置要綱」改正
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正（平成26年施行）（適用対象の拡大、法律名変更「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など） ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 ・「ストーカー規制法」改正施行（電子メールの連續送信をつきまとい行為に追加など） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市男女共同参画推進懇話会設置要綱」改正（懇話会から協議会へ名称変更） ・「羽曳野市男女共同参画推進条例」制定（平成26年施行）
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正（平成27年施行） ・「日本再興戦略」改定2014（閣議決定）に「『女性の輝く社会』の実現」を明示 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo2014）開催 ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野市男女共同参画推進審議会設置（条例制定に伴い協議会廃止）

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	羽曳野市の動き
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」(ニューヨーク)「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の評価など ・第3回国連防災世界会議（仙台：「仙台防災枠組」）採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性活躍推進法」公布施行（一部平成28年度） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・OSAKA女性活躍推進会議を設置 ・「女性が輝くOSAKA行動宣言」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第3期はびきのピーチプラン - の策定について」男女共同参画推進審議会へ諮問 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第60回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」の合意結論など 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（平成29年施行）（妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務新設など） ・「育児・介護休業法」改正（平成29年施行）（仕事と介護の両立支援見直し、有期契約労働者の育児休業取得要件の見直し、不利益取扱い防止措置義務など） ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」作成（地方自治体職員向け） ・「ストーカー規制法」改正（平成29年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画「女性職員の活躍の推進に関する行動計画」策定
平成29年 (2017年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市男女共同参画プランの策定にあたっての提言」男女共同参画推進審議会答申 ・「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」策定（女性活躍推進計画、DV防止計画を一体のものとする。）

8 用語解説

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

L G B T

「L（レズビアン）：女性同性愛者」、「G（ゲイ）：男性同性愛者」、「B（バイセクシュアル）：両性愛者」、「T（トランスジェンダー）：生まれた時に法律的・社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人」の頭文字を並べたもので、最近では、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の総称として使われることが多くなっている。

エンパワーメント

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

ストーカー行為

同一の者に対し、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかつたことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うこと。

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性同一性障害

平成16年に施行した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において、「生物的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されている。同法の施行により、戸籍の性別変更が認められることとなった。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。

職場では、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させたりすることをいう。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくことをいう。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人といった親密な関係にある人から受ける暴力のことをいう。なかでも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」とよんでいる。暴力には、身体的暴力（殴る、蹴るなど）に限らず、精神的暴力（無視する、大声で怒鳴るなど）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（実家や友人との付き合いを制限するなど）、性的暴力（性行為の強要、避妊に協力しないなど）も含まれ、単なる夫婦や恋人同士のけんかで片付けられない、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

メディアリテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいう。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由」、「安全で満足のいく性生活」、「安全な妊娠・出産」、「子どもが健康に生まれ育つこと」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方をいう。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

リベンジポルノ

元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できることをいう。

第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン

平成29年3月発行

羽曳野市 市民人権部 人権推進課

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL: 072-958-1111

FAX: 072-958-8061